

## 横浜市議会基本条例（素案）に関する 市民意見募集の結果概要について

### 1 募集期間

平成25年12月13日（金）～平成26年1月14日（火）

### 2 受付件数

65件

### 3 応募者の属性

#### (1) 年代

20歳未満…0 / 20代…11 / 30代…6 / 40代…7 / 50代…6 /  
60代…13 / 70歳以上…18 / 無回答…4

#### (2) 市内・市外

市内…50（在住・在勤36・無回答14）

市外…10

無回答…5

### 4 応募方法

郵送…25 / 持参…1 / FAX…7 / メール…13 /

市会ホームページ…19

### 5 意見の内容別件数（条文の番号は素案におけるもの）

条例素案全体	34件
前文	7件
第1章 総則（第1条・第2条）	5件
第2章 議会及び議員（第3条・第4条）	10件
第3章 議会運営（第5条～第8条）	7件
第4章 市民と議会（第9条～第11条）	52件
第5章 議会と市長等との関係（第12条～第16条）	8件
第6章 議会の災害対応（第17条～第19条）	8件
第7章 議会の体制整備（第20条～第26条）	21件
第8章 政治倫理等（第27条～第30条）	24件
第9章 補則（第31条・第32条）	8件
素案の内容以外に関するもの	18件
合計	202件

### 6 意見全文

別紙横浜市議会基本条例（素案）に関する市民意見（全文）のとおり（資料2）

## 横浜市議会基本条例(素案)に関する市民意見(全文)

受付 番号	意 見
1	<p>○議員の経費に関する項がない。 →議員は税金を使って活動している以上、市民に積極的に開示して透明性を図ることはもちろん(こちらは少し記載がある)、税金を使っている意識を持って、費用対効果を考えながら活動してもらいたい。その点について基本条例に明記してもらいたい。</p> <p>○議会、議員自身のチェック機能についての項がない。 →市長や執行機関に関するチェック(監視)については、かなりの記載があるが、議会・議員自体へのチェック機能について記載がないため、条例に明記してほしい。たとえば議員の不正等について、第三者機関によるチェックをすることなども必要なのではないかと。先の費用弁償の例ではないが、条例案を見ていると、人に厳しく、自分に優しいという感じがしてくる。</p>
2	<p>①議会の市民に対する説明責任を果たすために、「議会報告会」の規定が必要。 ②市民の請願権を保障するため「請願者の意見陳述権」の明記が必要。 ③「区づくり推進横浜市会議員会議」は評価できる規定</p>
3	<p>○第19条の2について 「地域の一人として…努める」と記述されているが、議員に大規模災害時、かかる生ぬるい活動を求めるのはおかしい。議員は第17条、第18条を強力かつ迅速に推進する一人となるべきである。大規模災害発生時に議員が第19条2項に努めてはならない。町内会、自治会の防災委員レベルになり下がってはならない。</p> <p>○第19条の3について 左記と同様。 議員個人がかかかかる情報収集程度に努めてはならない。この程度のことは役所にまかせ、議員は第17条、第18条を迅速に推進すべきである。「第19条3項に努めていました」では、若手職員なら許せるが、議員の場合は責任をはたしていないと判断せざるを得ない。</p>
4	<p>市長の定義に日本国籍を有するもの、帰化3世までの者は除外すると明記すべきです。 議員の定義に日本国籍を有するもの、帰化3世までの者は除外すると明記すべきです。</p> <p>第8章 政治倫理等(政治倫理)第27条 について 品位の基準が曖昧です。 品位のない議員への罰則はないのか? 品位とは基準があるのか?</p>
5	<p>(議員定数) 第28条の文面 市民の多様な意見等を市政に (意見要望等)とする。 議会としてその責務を果たすべき議員数を考慮し、 果ために市民から意見等を聴取し議員数を定め、 (政務活動費) 第30条の文面 政務活動費の用途の透明性を十分に確保する～! 政治活動費の公開、透明性を保持し市民が納得できる用途に心掛ける。</p>
6	<p>・市会議員の中には他に仕事をもっている人がたくさんいるようだが、議員の仕事をおろそかにしている人もいるようである。ぜひ議員の収入、支出、資産、負債を明らかにしてほしい。 ・図書室は一般にも開放されるものとするべきである ・マナーを避けるためにも再選は3回まで(計4期・16年)を上限とするべきである</p>
7	<p>一読しましたが、こんな法令を作ることのメリット、市民生活の改善につながるのか想像つきません。無意味とまでは言いませんが、特に「市会及び議員が果たすべき役割を明確にし」としておきながら、14条の「市長」が主語なのは違和感ある。 林市長は頑張っていると思います。</p>
8	<p>市議会基本条例の作成過程までは見ていないので、条例の字面だけでの意見となることをお許し下さい。 例えば、第4条(3)で、議員は議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明することとしているが、ウェブサイトでの情報発信を行っていない市会議員が少なくない。 インターネット(ウェブ)が全てとは思いませんが説明方法の多様性という点では無視できないのではないのでしょうか。 条例内容自体は整理されたものと思います。しかし前記で第4条(3)について意見を例示したように、条例で具体的に何が実施されるのかが分かりません。 「条例に基づいて、市会議員にウェブでの情報発信を義務付けることについて検討を行う予定です」といった例示があると、より分かりやすいと思います。</p>
9	<p>詳細がわからないので文言からは、特に異論はない。ただ、気になるのは学識経験者と広聴会これは、私たちとほとんど関係のない所で進められるので、形だけ、やったというアリバイ的なものとして受けとめている。これが広く、多様な声を聞いてくみとるといふなら、有意義であるが、そうならない。ほとんど、期待できない。また、十分に議論を尽くすといふながら、多数派の人が多く時間を持ちながら、準備もないような論議をする場面も少なくない。これを改善するのは、規則ではできないと思うが、少数派の人にも必要な時間をたっぷり保障してやることで改善できと思う。割り当て時間の消化でなく、必要な人に必要な時間をつけてやるというの大事。また大事なことの意見を広く求めるのにはもっと気を使って欲しい。これもたまたま、地区センターで目にしたので応募できたのにすぎない。</p>

1. 議員などの特別職の秘密保持義務が、素案には書かれていない。  
 東京都には、5000万円もの借金をすれば知事は辞職しなければならない「服務規程」がある（H25年12月19日、元石原都知事会見談）。国会で12月6日に特定秘密保護法が成立した。確かに、重大な機密を漏らした公務員への罰則は強化されたが、議員などの特別職は例外となっている。ここは大きく欧米先進国と異なる。  
 議員の服務規程でもある「議会基本条例」に、なぜ機密保持の義務が書かれていないのであろうか？この義務が議会活動に制限を加える可能性はあるが、高度な機密を漏らしても罰せられないとなれば、市民はだれも議員に情報を与えなくなる。議会基本条例の中に、私達議員は「こういうことは決してしません」と例示し「罰則」を設けるべきである。  
 （注）地方公務委員は、地方公務員法において、服務上知り得た秘密を民間人に漏らした場合、その違反に対しては1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する（地方公務員法第34条第1項、第60条第2号）。  
 （注）憲法51条は衆参両院内の議員発言の責任を問わないと定めている。国会議員に守秘義務を設けるのはこれに矛盾するとの指摘があるのに加え、国会機関のメンバーには同法成立に反対した野党議員が含まれる可能性がある。このため政府内には“国会発”の秘密漏洩を懸念する声が強まっている。海外のようなきちんとした仕組みができなければ情報提供が限定的なものにとどまる可能性がある。（力武崇樹氏のサイトより）

2. 議会基本条例は、本来、議員と議会の「身の処し方」を規定するものである。  
 そもそも、議会基本条例は、議員や議会の役割や権能を示すものではなく、素案の総則にある通り、「市民の負託に的確に応え、真の地方自治の実現を目指す」ためのものである。  
 市民の負託に応えようとするなら、議会基本条例は、市民に素案を提示し十分なものを判断して貰わなければならない。たとえば世論調査で多数の市民が「それで良い」となって初めて施行すべきものである。  
 議員が勝手に「議会や議員はこうのように身を処します」と決めても意味はない。議会から「だから、パブコメをやっている」と反論があると思うが、パブコメは承認手続きの一つではない。変えてくださいと言う市民からの「お願い」を聞く手段である。採否をあくまで議会が握っていることが問題なのである。

3. 市民との関係があいまいである。  
 案の9条に、議会は、市民の多様な意見等を把握し、政策立案等その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとするとの規定があるが、充実が図られたことをどのように検証するのであろうか？また、議会は、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用にも努めるものとする、とあるが、努力があったことをどうやって検証し市民に知らせるのであろうか。  
 ただ、条文に載せただけでは、過去そうであったように、市民との関係が改善されることはない。何か改善の成果を「検証できる仕組みや指標」を設け、その進捗を公表する「義務」を載せるべきであると考えられる。そうすれば、議会が「このように、改善されました」と定期的に住民に示すことができる。これこそが、市民の負託に答えている議会の姿であろう。  
 議会や議員に、「自分たちは市民の僕（しもべ）」であるという意識があれば、年数回の議会報告会を行い、公開の場で議員が政策について議論し、議員報酬を市民を入れた審議会で決め、陳情をしっかりと聞くなどの改善がスムーズに行われるはずである。

4. 議員定数変動制を導入せよ  
 昨今、財政豊かな市町村は見当たらない。全体に地方議員のなり手が減り、議員選挙の投票率が低くなる傾向にある。「痛みを分かち住民への説得」の仕事が増え、議員歳費も減り議員になる妙味が減ってきているのだと思う。だからではないだろうが、昨今、議員の横暴が目立つ。議会の視察旅行に出かければ同行の議会事務局職員をこき使い「議員に逆らって良いのか！」と脅す議員もいる。すぐ「議会軽視だ・市長をせせ」とわめく。中には、役所の人事にも口をさしはさみ、市役所のカウンターの中に、黙ってすーっと入って行く議員さえいる。  
 議会と行政の癒着も目立つ。癒着と情報の非公開がセットになれば何でもできてしまう。「議員の総与党化」がどの市町村でも当たり前になりつつあり、議員提案は極少ない。しかし、議員と行政の癒着を止める手段はあまりない。議員は選挙で、当たり前障りない「スローガン」を並べるいわゆる「ドブ板」選挙を行うのが普通になっている。財政難対策の必要性を真面目に主張する議員もいない。自分の主張を述べることのできない議員をどうやって市民は選んだらよいのだろうか。こんな議会であれば、ますます、市民の議会への関心は薄れて行く。  
 このような、堕落した議会を活性化する方法を、以下に提案する。ぜひ条例に盛り込んでいただきたい。  
 ・議員選挙の開票で、投票率がたとえば60%を切ったら、5%下がるごとに議席数を一つ減らす。  
 ・減らして浮いた議員報酬分を、当選者に均等に配分する。  
 ・無競争選挙になったら、自動的にたとえば2議席を減らす。もちろん、この逆も認める。  
 この「議員定数変動制」を議会基本条例に盛り込めば、議員が今以上に活発に活躍するようになる。（この制度が、法律違反にはならないはず）もし、議員活動に関心を持つ市民が0%であったなら、議員は不要になるので、これは、ごく当たり前の制度である。素案の総則にある「真の地方自治を目指す」には欠かすことのできない制度であると考えられる。以上

11 議会基本条例とは議会自らの責務を市民に約することですが、これらがきちんと機能していく事が重要で、大災害に対して、いつも責任者は想定外の事だと逃げています。社会人も人も国も変化やスピードが早い中、不断の検証・条例の見直し等の補足を盛り込まれてる点は良い。

12 私は、横浜の中区で生まれ育ち横浜以外には住んだことがありませんが、私は只一点町並の問題です。政治が綺麗な国は、町並が綺麗という言葉をご存知ですか？只々観光などのみならみにだけ集中させてもどうでしょう。造りもの以外何もありません。横浜全体を見て下さい。墓地をどんどん増やし住宅は、丘山を削った斜面にまで狭苦しく建て何も感じませんか？固定資産税は何に重きを置いて使っているのでしょうか。  
 みどり税もどうでしょう。現存する緑を破壊して植樹として記念樹を配り数合わせのようなことは、やめてほしい。電柱もそうです。一本の柱に、電線を沢山張り、皆様は、これが、横浜と胸を張れますか。よい政治をしているとお思いですか。屋間空をあおいで見て下さい。  
 是非埋没にしてほしい歩道に電柱があるなんて信じられません。  
 環境が一番大事です。常日頃各問題に懸命に取り組んで下さっていると存じますが、ただ未来の子供や孫たちの世代にバトンを渡すときは、綺麗な横浜を渡してあげましょう。  
 これが私たちの役目だと思います。  
 どうぞ宜しくご検討の程お願い致します。  
 回答はいただけないとのこと、只、何か、アンケートの結果のとりまとめはありますか。

受付 番号	意見
13	<p>○よこはま独立県としたい。 よって横浜市議会の中の○印を県とみなして考えたい。 よって条例はよこはま県条例とよみ替えたい。 人口が350万もある現「横浜市」ゆえ（例えば、長野県は人口250万でも県ゆえ）＝今後はよこはまは「市ではなく県扱い」でぜひほしい。</p>
14	<p>回答欄←意見欄の方が良いのではと思いつつ 第2章第4条（3）に関して考える、希望する事 市民・住民としては、議員を通じて市政に意見を反映させる訳ですが議員さんと、特に接点を持たぬ住民の為に、各区に於て定期的にその区選出の議員各位の出席の下で（公会堂かで）公聴会的なものを開く事を、出来れば原則として頂きたい。 何か、議員さんたちの掲示板を見ているとバス旅行とか、ポーリングとか、そんな事まで企画せず、地域の住民の事を広く集めるような、企画を党派を越えてやってもらいたい。 それが、市の係か、課の様な意味しか持っていないと私は日常接していて痛感する。区役所（近くの市長役）を評価、チェックする事にもなると思っています。 今のままで大都市云々など暴走してもらっては、困りますので、書きました。この用紙、確か、近くのケアプラに偶然行った時に入手しましたが、広報よこはま12月号にはないのは、立場の違いでだめだったのでしょうか。言葉は悪いですが、何かチョコチョコアリバイづくりの様な気がしてなりません。</p>
15	<p>ゴミ屋敷等対策条例の施行（行政によるゴミの強制撤去の執行など） 在日中国人による迷惑行為等の対策（上記のゴミ屋敷問題に連動、不法滞在はもとより、在留許可を得ている者でも、常識の範囲内で生活出来ない者は、何らかの制裁措置を科すなど）</p>
16	<p>首都圏の政令都市（さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市）との連携を強化する条項を入れてほしい。 大規模災害時の相互援助はもとより、入札案件の情報共有（妥当価格の共有等）や、職員の人事交流や情報交換を推進するため、首都圏の政令指定都市の議員団が超党派でできるようにしてはどうでしょうか。</p>
17	<p>一読するとしごく当然の内容ばかりな気がします。今まで制定されていなかったことが不思議なくらいです。つまり、あえて今新設する必要性が見当りません。今までこの条例がなかったことで、どんな不都合が生じたというのでしょうか。 こんな言わずもがなの条例を作るために3年近い年月、24回もの委員会、他都市の視察等々、多大な労力とコスト（税金）を費やしてきた神経は、民間企業からは理解できません。猛省されたし！ なお、政務活動費をこっそり新設しようとしています。現状でも十分に活動はできるはず。地域行事へのくだらない顔見せをする暇があったら、もっと働いて頂きたい。 最後に、戸籍や住民登録の有無に拘らず、もっと在留外国人の声を反映させる方策を考えてほしい。きっと良い知恵が</p>
18	<p>議会基本条例案のパブリックコメント 1 市議会議員の歳費、政務調査費を他の政令指定都市の平均値まで引き下げる。 2 市議会議員の定数を他の政令指定都市の人口当たりの平均値まで増員する。 3 市長給料を他の政令指定都市並みに引き下げを勧告する。 4 休会中の視察旅行費用の50%を自己負担とする。 5 費用弁償条例を即刻廃止する。 6 条例制定の場合市民意見を取り入れを条令化する。 回答不要</p>
19	<p>議員の役割及び活動原則に付加 ・出席の義務 本会議及び所属する各種委員会への出席を義務づける。こと ・また、その出欠状況は議会広報にて公開すること。 また、開示対象とすること。 公開時出席率ワースト10位程度は戒告を行なう。 理由 ・最低の議員の役割である、本会議等に欠席するような議員はその資格はない。 ・公表して、次回から立候補資格はないくらいの義務を負わせることが必要。 （自分勝手な議員が少なからず存在する）</p>
20	<p>市長と議会と市民との綱領を条例にしたいとのことなのですが、何を今更論議しなければならないのが残念です。 この暮れのおしめまった現在、本牧通りの商店街は、スーパーの倒産（6～7店舗）騒ぎで騒然としています。こんな時にこそ、地元の議員さんがお互い協力し合い、対処をお願いしたいのです。 これからは、地元のナマの声を聞いてもらうため、地区の議員さん全員が出る、勉強会を、2年に1回開催する努力をして下さい。</p>
21	<p>横浜市議会は今市議会各種委員会の一般市民の傍聴は禁じているが代りに録画中継としている。録画中継の中で恣意的な編集録画中継はないか、委員会への生の直接傍聴は委員会審議に何か支障でもあるのか、委員会の主発言議会通信に掲載されるがそこにも編集は働く、生の委員会ではないので温度差が出る。議会基本条例素案は全項に亘って市長は議員は議会は等に始まって市民がこの議会にどんな働きが出来るか一条も記されていない、議会は勿論市民の為のものであるから、市民は本会議に直接傍聴出来るとか各種委員会には傍聴出来ぬとか記されていない。道路始め生活環境問題等我々市民個人に直接影響する問題について各議員がどの意見に賛成なのか直接有権者がその委員会に確認する作業は必要な権利ではないのか、地元に戻った議がその事に触れなかったり、議会議上での態度とは逆の発言をしていたりしないか市民有権者がこの目でチェック出来ないか、委員会は正に直接知る機会だと考える。 かつて長洲県政県知事時代県民文化祭が年一回あり短文エッセイ俳句、短歌川柳等を募集し文化誌を発行したが高齢化社会が進む中でその活性化の為に年一回横浜市でも横浜文化祭として市民全般から、短文随筆詩、短歌、俳句川柳等を募集して佳作にも入選文化誌を発行する計画は生まれのないものだろうか市議会で発議者はいないのだろうか。</p>

受付番号	意見
22	<p>1) 二元代表制への堅実な市民への表白、果たして現実対応如何、  2) 議員各自、現状把握を単に政党間のみにおける妥協的配慮はないか。つまり一辺倒の視界展望感。  3) 議会、市長間の関係  官僚的一辺倒の気配、キケルキャッチする市民への真摯な対応を歴史的に表白すべきだ。</p>
23	<p>意見が四点ございます。  第一に、「真の地方自治を目指す」(第2条)、「広報及び広聴の拡充に努める」(第10条第1項)という言葉遣いです。仰るように議会は、市長と対等かつ緊張のある関係を築き、監視や政策立案をして主権者たる住民の意見を反映するという真の地方自治を達成しなくてはなりません。それを踏まえると、「目指す」「努める」と言うのではなく、「実現する」「実行する」という明確な決意を込めた言葉を選ぶべきです。現行の言葉遣いであれば、「失敗しても、頑張っていたから良い」という責任が曖昧になる事態が生じる虞があります。  第二に、第9条の公聴会についてです。住民の声を直接聞く必要不可欠な制度ではありますが、開催頻度や時間帯も規定すると更に良いと考えます。例えば、平日の夕方6時から行えば、昼間には労働に勤しむ住民も参加し易くなります。また、意見は教育やインフラなど多岐に渡ることが考えられるため、「毎月第2、4火曜日は教育関連の公聴会」という風に分野毎に実施し、複数の分野にまたがるものは、月末にまとめるというシステムが考えられます。  第三に、第24条の議員派遣です。住民の血税で以て調査研究を行うため、その報告を議会であることを義務化すべきです。また、その調査が妥当であるかを、研究のプロである大学教授やシンクタンクの研究者にチェックさせる制度を構築すべきと考えます。  第四に、第26条の議会図書室の適正な管理運営に関してです。これも、民間及び外部からのチェック機能を活用するとして、図書館情報学や政治学などの学者で構成された第三者機関を設置し、自治体と委員会が毎週意見交換をする場を設けることが重要と考えます。</p>
24	<p>年金を掛けた人より生活保護者の収入が多いので生活保護者の審査をしっかりとして頂きたい。  本当に困っている人に助けてあげてほしい。元気な人は自分で役所へ行き、手つづきをして、すぐもらい、役所へ行かれない人は餓死をしている。</p>
25	<p>このような条例が今必要な理由がよく分かりません。首長、議員との関係など今になって何か条例を作らなければスムーズにいかない、など今更何を言うかです。そんなことは条例を作りさえすればうまくいく、というようなものではなく運営の方法如何です。  二番目に市民と議会との関係ですが、「市民」の定義を何ら示さず「(第9条)市民が議会の活動に参加する機会の充実を図る、とか2項の市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査等に反映させるため～」とか、国籍、年齢等の基準を示すことなく「市民」で一括くりした条例などとても曖昧で認めることは出来ません。  又、「～等」の等の具体的内容も想定される事項を明示すべきです。  等々、このような条例を策定する必要が認められません。現状の条例の範囲内で十分対応可能です。従って条例自体の策定は全く不要と考えます。</p>
26	<p>「横浜市議会基本条例(素案)」に関してまして、2点意見があります。  まず1点目は、情報通信技術等の最新の技術を踏まえた言及が少ないのではないかとこの点です。第10条に記載させているものの、十分であるとはいえないと思います。広報・広聴に限らず、今後は議会の様々な機能や側面で、情報通信技術を中心とした様々な新しい技術の活用が必要になってくると思われれます。同時に、その対処へも言及すべきだと思えます。議会の意識を向けるという側面でも、新しい技術に対する言及を増やすべきであると思えます。  2点目は、議会と市長の双方の抑制力に関する記述についてです。私自身、勉強不足で、理解が足りていないところもあるかと思いますが、議会から市長に対する抑止力、市長から議会に対する抑止力を働かせる機能について、言及がなされていないため、どちらかが暴走した場合、どのようにして、制するのか、疑問に思いました。  以上、2点が私の意見となります。</p>
27	<p>市議会傍聴したことがある  仲良しグループが訳わからない論議をしていてちんぷんかんぷん。正直がっかりした。議員同士でヤジを投げたり知らん顔。議会運営というより気に入らないことにはとことん反論するだけの会。異なる意見を聞き、よりより横浜市を皆でつくっていかうという気概を全く感じられず。反論する税金泥棒とも。  ①土日 議会報告会開催  学芸会、茶番劇でなくどういう未来を描いているかひとりずつ意見を聴きたい  ②市民とのふれあい  うわべでなく、勉強したり意見を戦わせる場設けてほしい  市長、市職員さんと同じレベルで選ばれたと上から目線ではダメ。  草の根的にもっと広い視野で未来の横浜をよりよくしてください。</p>
28	<p>第4章の市民と議会の関係の箇所について、予め会議の日程、議題を市民に周知すること、インターネットで会議の生中継や録画中継を実施することは、非常に有意義なことであると感じました。以前、他の自治体の議会傍聴に行ったことがあるのですが、そこでは実際に行ってみるまで議題はわからないし、日程に関してホームページ上では分かりづらかった経験があるので、こういった積極的な情報開示の仕組みがあることは良いと思います。  ただ、傍聴者はただ静かに聴いていることが求められることには少し疑問を感じたので、市民の議会参加、意見の反映の強化を目指すのであれば、議会において短い時間でよいので何か傍聴者が気軽に発言する機会、意見を発信する機会があってもよいと思います。市民が議会参加できる仕組みを明記してもよいのではないかと考えます。</p>

受付番号	意見
29	<p>県内の議会基本条例と横浜市基本条例案を比較しての意見  まず、前文において「開かれた議会（としていく）」という文言が入ったことと意見募集が行われたことを評価します。  それでも、県内の議会基本条例と比較した場合、横浜市（議）会の議会基本条例は、かなりレベルの低いものといわざるをえません。この機会に、多くの市民からの意見を生かして、よりよい条例にさせていただきようお願い申し上げます。  はじめに：県下議会基本条例制定状況（2014年1月07日現在）  愛川町（2011年） 大磯町（2009年） 大井町（2008年） 小田原市（2013年） 開成町（2010年） 神奈川県（2008年）  川崎市（2009年） 茅ヶ崎市（2011年） 中井町（2013年） 二宮町（2013年） 箱根町（2013年） 秦野市（2011年）  葉山町（2009年） 藤沢市（2013年） 真鶴町（2012年） 大和市（2013年） 湯河原町（2006年） 横須賀市（2010年）  の1県7市10町の議会が制定済み。なお、策定中で条文案を公開しているのは、鎌倉市 三浦市 横浜市です。  以下の意見については、鎌倉市と三浦市の条文案も比較に含めました。</p> <p>意見1：情報公開（＝会議の原則公開）を条文で保障してください（鎌倉市はインターネットも直接傍聴も可能です）  制定済の18議会中、条文に「会議の原則公開」が盛り込まれていないのは、藤沢市、大井町、湯河原町の3議会です。事務局に問い合わせたところ、藤沢と湯河原については、実際は公開しているが、条文に盛り込まなかったのは「（委員会を含めた）会議の公開は、当たり前のことであり、条例制定前から行っていたので、わざわざ条文に盛り込む必要がなかった」との回答をいただきました。  横浜市においては、インターネット公開は始まったものの、予算・決算特別委員会を除くその他の委員会の直接傍聴ができません。また条文に「会議の原則公開」が盛り込まれないというのは、全国と県内を見渡しても非常に珍しいケースです。  また、現在基本条例策定中の鎌倉市でも、傍聴者の息遣いが聞こえてしまうぐらい会議室が狭いそうですが、積極的に会議の公開を行っているそうです。もちろん、「議会基本条例の制定に関する調査特別委員会」はインターネット中継・録画と同時に直接傍聴も可能です。</p> <p>意見2：住民参加（議会報告会の開催等）を条文で保障してください  横浜市と同様に条文中で「会議の原則公開」を謳っていない大井町ですが、意見交換をとまなう議会報告会の開催（第8条）で「市民参加」を保障・実現しています。  一方横浜は、議会報告会の開催規定もありません。</p> <p>意見3：具体的な条例見直し条項を盛り込んでください  横浜市議会では、条例の見直し（改正）を次のように規定しています。  （見直し等）  第32条 議会は、この条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。  これでは期日が指定されていないため、具体性に欠けます。二宮町のような条文にするよう求めます。  【参考：二宮町】  （条例の改正）  第26条 議会は、この条例の目的が達成されているか検証を随時行い、制度の改善が必要な場合において、この条例の改正を行う。  2 前項の規定にかかわらず、条例の検証は少なくとも任期中1回は行う。  （議会基本条例推進委員会の設置）  第27条 この条例を適切に運用するため、二宮町議会基本条例推進委員会を設置する。</p> <p>結論：会議の原則公開と住民参加の保障、そして具体的な改正条項を切望します  このように、横浜市の議会基本条例は「情報公開（会議の原則公開）」「住民参加」規程が抜けており、制定前から県下“最下位”が予想されます。せっかく作る条例です。これを機に上記2つの保障を切望いたします。  それが無理な場合は、「開かれた議会（としていく）」ためにも具体的改正条項を求めます。</p> <p>補足：条文よりは実態  【県下の地方議会において、条文に盛り込まずとも実施していること】  ・傍聴者への資料の配布（川崎）  ・議会運営検討協議会の設置（川崎：公開）  ・議会報告会の開催（寒川町など）  → 横浜でもわかりやすい資料の配布などしていただけたらと思います。参考に相模原市議会の資料を添付させていただきます。（座席表も質問通告書もわかりやすいです）</p>
30	<p>大都市横浜市において、市民の代表である議会と有権者の間に大きな乖離がある様に感じます。  今回、議会基本条例を制定するのであれば、その欠点をカバーする内容が必要と思います。  例えば、他の都市でも、条例化されていたと思うのですが、18区毎の特別委員会の開催、議員間討論の開催など、より市民に近い議会になる様に条文化すべきと思います。</p>
31	<p>高齢化社会にある中、広報と情報の公開（第10条、第11条）については、年代や地域の格差を小さくするよう要望します。インターネット活用の中継は先端技術であり良いのですが、既存の技術の再活用の良いです。家庭に居る時間の長い高齢者向けには、町内会の回覧板、毎週のタウンニュース誌への併載が認知度アップにつながります。ボランティアによる配布を活用した1枚のチラシでも効果的だと思います。  また第26条の議会図書室の強化に関して、県の公文書館との連携状況と今後の方針を明らかにして欲しいです。議員が利用できる図書その他の資料は市民に公開されるべきですし、資料は市民が提供するものもありますから、「共有情報資産」の概念を盛り込んで欲しいです。  今回このような条例の存在を知り頼もしく思いました。良い内容になることを願っています。</p>

受付番号	意見
32	<p>本条例を見て一番に思いましたのは、条例によって集まって意見を言い合うだけでは、あまり意味がないのではないかとことです。本条例によって話し合われたことを、どのように政策に落とし込むかということが何も書かれていないためだと思います。市民も話し合われたことが政策に反映されないと感じたら、議会活動への参加機会が増えたとしても、参加意欲が湧かず、意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。例えばですが、この制度によって新たに生まれたサービスについては加算課税を徴収し、これを財源として、市民との話し合いによってまた新たに生まれた意見を政策に落とし込むといった制度設計が必要なのではないかなという考えを持ちました。</p>
33	<p>市民と議会の関連性や、情報の公開、災害の対応など、市民のかかわりが深い点に特に書かれていて、市民と近い議会を目指しておられる様が伝わり、良いと思います。</p> <p>私は、他の条例等にあまり目を通したことがないのでよく分かりませんが、例えば「積極的な役割を果たす」や「適切な措置を講ずるよう求める」など、曖昧なことばかりが掲げられているだけに思われる箇所も散見されますので（素案だからでしょうか？）、実際にどのようにして積極的になるのか、適切な措置とは何なのか、どのように求めるのか、もう少し具体化しても良いと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>何も参考にはならないかもしれませんが、よろしく願いいたします。</p>
34	<p>「議会基本条例」といって、議会のことを規定している条例なのに、なぜ、第14条で「市長等は・・・」と市のことを規定するのでしょうか。</p> <p>第12条で議会と市長等との関係を「二元代表制の下、・・・」と言っておきながら、・・・。</p> <p>ということで、とても違和感がある第14条の削除が必要ではないのでしょうか。</p>
35	<p>地方分権が進む中でとても必要な条例だと思う。</p>
36	<p>第4章・第9条に関しては、広く広報して、たくさんの市民が参加できると良いと思います。</p> <p>第7章・第20条に関しては、もっと具体的な情報を記載すべきではないかと思いました。</p>
37	<p>インターンシップを通して、様々な勉強をしましたが、まだまだわからない事があるんだと感じた。</p> <p>内容は概ね良いと思うが、実行することと、市民に知らせる事が大切だと思う。</p>
38	<p>条例を制定するだけでなく実行を！！</p>
39	<p>【結論】 市民不在の素案作成プロセスの、抜本的見直しを『強く』求める。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 条文に「会議の原則公開」が盛り込まれていない。</li> <li>◆ 本会議と予算・決算特別委員会を除くその他の委員会の直接傍聴ができない。</li> <li>◆ 議会報告会の開催規定もない。</li> </ul> <p>市民にまったく公開せず、参加も求めずに制定しようとしている「横浜市議会基本条例」のどこが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民福祉の向上・市の発展に資する</li> <li>・ より豊かで潤いのある市民生活の実現を図る</li> <li>・ 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できる特性を生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指すに成り得るのか。</li> </ul> <p>甚だ疑問であると同時に憤りを感じる。</p>
40	<p>議員サイドの項目が多く、市民の意見を如何に吸い上げるかの方策がない。</p> <p>議員は高額な歳費のほかに政務活動費などを受け取りながら、その使途や成果について報告の義務がない。</p> <p>委員会などを傍聴していても、殆ど発言をしない委員もいて、その委員が任期中にどんな仕事をしたのか、選挙民には分からない。毎年全員が自分の活動について報告する規定がほしい。議会だよりはそのためにあるのではないか。政務活動費はその目的について公表すべきである。</p> <p>「透明性を十分に確保する」という表現は曖昧である。</p>
41	<p>○議員報酬について ただでさえ見えない所で（色々な付き合い・冠婚葬祭・パーティなど会費etc・・・）支出が多い横浜市議の仕事量からして10%カットを見直すべきである。</p> <p>日々の活動を知らないのに（議会以外にも色々活動していること）頭ごなしに議員報酬削減しろ！とか言うのではなく、もっと地方議員の活動を知る場所が増えたら良いなと思います。</p> <p>○テレビやニュースなどでは、国会議員の方は良く見かけますが、私たちのよりみじかな議員さんは地域での活動の多い地方議員です。メディアでなかなか知る事の出来ない地方議員の活動が、今ではネット等（Facebook・ツイッター・ブログでのやりとり）でコメントやメッセージもできますし、身近に感じる事が出来る世の中になりました。</p> <p>普段の活動が気軽に解るので、ネット選挙解禁など、こうしたツールはこれからの日本を創って行く若い人達も政治の世界に興味を持つ良いきっかけになると思います。</p>
42	<p>第2章 議会及び議員について 議員に一定数の女性議員が占めるように数値目標を加える</p> <p>第8章 政治倫理等について 議会での野次は罰則をつける</p>

受付番号	意見
43	<p>「横浜市議会基本条例（素案）」に対する意見</p> <p>■条例全体 この議会基本条例（素案）は主に理念が書かれており、具体的な記述が少ないと思います。基本条例の目的を達するには、具体的な記述としたほうが良いと思います。</p> <p>■前文 「横浜市会」という言葉が一般的でなく分かりにくいです。「横浜市会」は市議会のことであるとの説明があるとよいと思います。</p> <p>■第3条 議会の役割と活動原則 第3条に議会の役割が書かれていますが、下記の二つを追加するべきと考えます。 (1) 議論により市民意見の合意形成を行う (2) 市民の意見を行政や議会に反映する</p> <p>[理由] 市民は自分たちの街について様々な要望や考えを持っています。それは、行政や議会の考えと異なる場合があるでしょう。そのような場合に、市民が納得できるような形で街に反映する必要があります。また、市民同士でも意見が対立する場合があります。その調整も必要です。 議会は、議論により合意形成するのが本質的な役割だと考えます。よって、上記2点は議会の役割だと考えます。 3条の2番には、役割を果たすためとして「各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること」ありますが、市民の意見を市政に反映するのは手段ではなく役割だと考えます。第4章に「市民と議会」が書かれていますが、上記2点を議会の役割、義務として記述すべきと考えます。 また、3条には「政策提携、相互理解、親善等を深めるため、国内外の都市間交流を行うこと」ありますが、これは、手段であり役割ではないので不要だと考えます。</p> <p>■第4章 市民と議会 抽象的な表現や「努めるものとする」という表記があります、具体的な記述にすべきと考えます。そうでなければ、実効が伴わないと考えます。 具体的な記述として下記の項目を記述した方がよいと考えます。 (1) 市民への議会報告会の実施 (2) 陳情者や請願者が議会や委員会が発言できるようにする。 (3) 本会議や委員会は原則として全て傍聴可能とする。（現在のよう画像配信ではなく会場で傍聴する） (4) 議会や委員会では傍聴者が発言できる機会を設ける。 (5) 議案等の賛否は、議案の内容も分かり易く記述し、議員毎の賛否を公開する。</p> <p>■第21条 区行政との関わり 21条に「区づくり推進横浜市会議員会議」について書かれています。この会議についても情報公開と市民参加を明記した方がよいと考えます。</p> <p>■第8章 政治倫理等 第8章には議員定数、議員報酬、政務活動費が書かれています。これら3項目の決定については、市民の意見を参考にすべきと考えます。</p> <p>■第9章 補足 基本条例の検証や見直しには、情報公開と市民参加を明記した方がよいと考えます。</p>
44	<p>市議会議員及び議会の在り方や市民との接し方(意見反映)、緊急時などの対応など市民にとっての議員の有るべき姿をきちんとルール化(言語化)することは市民にとっても議員にとっても良いことであると思います。なぜなら、市民にとっては議員がきちんと活動しているのかをチェックする指標になると思います。また、議員にとっては基本的な規則をきちんと設けることによって、自身がしている活動が本当に市民のためになっているのかをもう一度自分のなかで確認するセルフチェックの機能を果たし、加えてこの規則を設けたことによって議会により一体感(市を良くしていこうという気持ち)が強くなると思います。 最後に規則を作った上で具体的にはどうすればよいかを市民に提示する必要があると思いました。例えば、規則(素案)第4章9条に市民の意見を議会に反映させると有りますが市民がこの文章を読んだとして具体的にはどうすれば意見を届けられるのかがわかりません。もちろん議会傍聴という方法は2項に述べられていますが他の方法については書かれていません。なので、規則とともに具体策も一緒に添付することで市民はどこの見れば具体策がわかるかを確認することができると思いました。 つまり、私は規則+具体策を一緒にすることで市民にもきちんと理解してもらえるのではないかと考えます。</p>
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文もしくは第1章第1条(目的)に上位規範たる「憲法」・「法律」への順守を明記すべきである。「最高規範性」を明示するとそれらとの階層性に矛盾が生じる。</li> <li>・「市民」などの定義を明確にすべきである。国籍条項などが必要なのではないか。</li> <li>・「開かれた議会」という言葉を第4章に明記すべきである。</li> <li>・「請願」及び「陳述」に関する条項がない。これらなくして市民参加型の議会運営はありえないのではないか。</li> <li>・第6章において「緊急時の対応」に関する条項がない。憲法においては参議院の緊急集会に関する条項(第54条2項但書・3項)がある。例えば議会解散時に首都圏において直下型大地震が生じる可能性もある。そのような際の対応及び権限(特に行政、市長の権限)を明記すべきである。</li> <li>・第28条に「平等の理念」を入れ込むべきである。</li> </ul>
46	<p>横浜市には多くの外国籍の市民がいます。そのため、外国籍の市民の意見を聞く、議会で議論していくことを基本条例内に明文化してください。 特に、前文と第4章 市民と議会について明記してください。 市民の意見を聞く方法の例を明記してください。例えば、住民投票などの方法で市民の意見を聞くことを明記してください。 前文と第4章 市民と議会について明記してください。具体的な例もなく、市民の意見を聞くということが書いてあっても安心できません。</p>



受付 番号	意 見
47	<p>(1) 横浜市民である前に日本国民であることをも当該条例においても示すべきである。よって「前文」において次の通り加筆修正されたい。「市民」を「日本国の主権者たる市民」に。「住民」を「日本国の主権者たる市民」に(特に、「住民」という語彙が唐突に使用されており、望ましくない)。</p> <p>(2) 「主権」とは国民が完全に保持するものである。「地方分権」など有り得ない。よって「前文」において、「地方分権社会」を「地方自立社会」に。</p> <p>(3) 横浜市である前に、日本国であることをも示すべきである。よって第1条(目的)において、「市勢の発展」を「日本国及び市勢の発展」に。</p> <p>(4) 「市民自治」というコンセプトは曖昧である。よって第2条(基本理念)において、「～により、市民自治の観点から、真の地方自治の実現を」を「～により、真の地方自治の実現を」と、かくかく加筆修正されたい。</p>
48	<p>普段このような文章を読む機会はありませんので私にとっては難しいです。この横浜市議会基本条例を読んでも理解できないことが多いです。私には知識が足りません。</p> <p>でも、市民の意見を積極的に取り入れようとしているのはよく分かってそれは良いと思いました。</p> <p>私はある横浜市議会議員さんのもとでインターンをしていたことがあり、その議員さんから横浜市議会基本条例の意見を募集していることを知りました。それまでは知りませんでした。本当に市民の意見を取り入れたいのなら、市民に興味関心を持ってもらわないといけないと思います。市民は自分達の生活で手一杯で政治には無関心な人が多いと思います。無関心な人をいかに振り向かせるかが大事なのだと思います。</p> <p>市民の意見を取り入れることはなかなか難しいことかもしれませんが横浜のために頑張ってください！！</p>
49	<p>1. 「市民に開かれた議会」「議会としての議員間の議論の向上」「議会としての政策提案」を重視することを規定していることは大事なことだと思います。</p> <p>それを原則論・一般論にとどめず、具体的な施策として改善することが重要です。</p> <p>その立場からの意見を提出します。</p> <p>1) 市民への情報公開の改善では会議の公開原則を明確にすること。現在は委員会の傍聴ができない状態です。</p> <p>2) 陳情や請願の際に、陳情・請願者が趣旨説明できるように制度化すること。(藤沢市や大和市では実施しています)</p> <p>3) 市民への資料の提供や情報開示を改善すること。</p> <p>具体的には議会審議の資料を傍聴者に提供すること。写真撮影や録音ができるように改善すること。(現在は申請により議長が決することになっているが、報道陣や議員関係者でなければダメとして許可されませんでした)</p> <p>4) 議会としての市民への報告会・意見交換会の実施を規定すること。(他市の議会基本条例ではそれを規定しているところが多くあります。)</p> <p>5) 条例の検証と見直しを定期的に、または期限を切って行うことを規定すること。</p> <p>6) 上記の検証および見直しへの市民参加を規定すること。</p> <p>2. 議員の会派と議員連盟について</p> <p>2元代表制のもと原則として、議員が個々に市民から信託されて選ばれていることから、事前に会派または政策を明確にして選出された場合は別にして、選出後に議員の都合で適宜会派を組んで、多数を求めるような進め方は市民の信託との関係で正当性が疑われます。会派制と議員連盟の規定を条例に規定することはやめるべきです。</p>
50	<p>初めての参加です。</p> <p>初心者のため、まず議会基本条例は以前からあったのかな？改正でしょうか？</p> <p>新規条例なら無かった事にビックリ</p> <p>24条 研修及び調査研究 経費に上限が必要。 全経費では無く折半にする</p> <p>25条 議会局？ 強化？人員・経費でしょうか。</p> <p>26条 議会図書室の強化 いらぬ。ネットで十分。</p> <p>28条 議員定数 減らして欲しい。</p> <p>29条 議員報酬 清貧とは？自腹を切る(昔話)</p> <p>30条 政務活動費 使途の透明性。賛成 各人報酬額+政務活動費 ネットでの公開希望</p> <p>政治にあまり興味はありませんが、政治家が先生と呼ばれるのに疑問を感じます。</p>
51	<p>今回の意見募集案件を車で我が家に届けてくれた神奈川区選出議員に感謝する。</p> <p>市内中央部に位置する我が羽沢南地域は、伝統的に取り残しとなっているど田舎である。</p> <p>ここが横浜市の誇れる街に脱皮できるチャンス到来と実感した。</p> <p>特に、次にあげる条項は区議員の役割が明確化され、地域と住民のつながりが可能となる。</p> <p>大賛成、申し分ない。早期の成立、奏効を期された。</p> <p>第2条「市民の多様な意見等を把握し」。第4条1項(3)、2項。第9条、第11条及び第21条1項、2項。</p> <p>次いで、第12条中の「市民福祉の向上」は、この他例えば、「文化、体育、スポーツ、芸術等」多面的な事項を加えることを検討しては如何か。</p> <p>最後に、チャンス情報があれば、いつ、どこでも赴いて、我が地域のコンパクトなシティづくりのために発信していきたい。</p>
52	<p>○市民意見の把握、活動への反映等</p> <p>市民との関係が深まって良いと思う</p> <p>活動の内容を的時市民に知らせる広報広聴の充実、情報の積極的な公開をより積極的に願います。</p> <p>素案としては良いと思います。</p>

受付番号	意見
53	<p>第8章政治倫理等の大幅修正について  (議員定数) 第28条 86名  (議員報酬) 第29条 86万円/月  (議員活動費) 第30条 55万/月  議員連中は大半が事務系が9割を占めていると思うが能力は低いので、各問題点に結論出せないのが、現実ではないのですか？だから選挙をやっても投票率が40~55%なのでいかに信用されていないか、これで確実に証明されています。よって、定数は区域の連絡員として1名、報酬は中小企業、農業従事員並に35~40万円/月 開催月4ヶ月だけ活動費インターネットの発達により机上で把握可能なので電気代として3万円/月とする。  区域外で活動する時は、出張代扱いとする。  又、議員の名が欲しいのであれば、役所、会社なみに採用試験をするべきである。  そうすると、地域住民に信用されて議員達も自信をもって、立案、議論に参加出来ると思う。</p>
54	<p>市防災基本計画について二点お願いします。  ◎各町内にある消火栓の活用を本気で考えて頂きたい  大災害の場合、消防車をあてにすると言われるだけでは困る。  火事を防ぐことが最大切なこと。  市民が扱える消火ホースの取付け器具がほしい。各町会に順次1ヶ所分だけ先ず配る(希望町内から)  夏の水撒きがてら消火訓練をすれば良い。  各消火栓共通の器具なら、各町会で場所を変えながら訓練できる。  東京都にはあるようなので、実現可能と思う。  ◎もう1点、広域避難場所は燃え広がるのを防ぐ役割を重視、人数対面積で機械的に考えないでほしい</p>
55	<p>区長は東京都のように公選にして今のような役人の区長をやめる。まかせるのは、区民の立場で物事を行うことが出来ないのだ。</p>
56	<p>一般的に“等”という語が多用されている印象が強い。  解釈に幅をもたせることで柔軟性を伴わせる目的とも考えられるが、条例作成時や作成者の意図から大きく外れた運用をされる恐れが大きいのではないかと感じた。  第6章に示されている災害対応をもう少し精査する必要があるのではないだろうか。東日本大震災においてでさえ機能しなかった自治体が多く出現したにもかかわらず、今回の条例案が首都圏直下型地震が発生した際にうまく対応できる内容を含んでいるとは言い難く感じる。議員の多くと連絡がつかない状況などについてあらかじめ定めおくべきではないか。そのような状況になってはじめて考えるのでは対応が後手後手になることは必至であり、災害時に行動が遅れることがどれほどのマイナス要因となりうるか、ということは、今日の震災が如実に示している。そのため、もう少し踏み込んだ対応策の策定を希望する。</p>
57	<p>△横浜市議会基本条例(素案)について、「市長と市会が相互に独立、対立の立場で、公正な自治の運営が図れる」との制度は、神奈川県国民保護計画と関係している内容を回答してください。  △国民保護法・国民保護法施行令と日本国憲法第二章戦争の放棄第九条①で「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とありますが、在日米軍との連絡・非常通信体制は、どのようにいたしますか。  ▽日本国は日本国憲法の平和主義の実践により国際的な信頼を得ています。  国際港都横浜市は、今後も平和主義を各国に示しますか。  ▽私は、地震・火山活動等の研究に関与していますが、「大規模災害」とはいいますが、「危機管理」とはよくいいません。なぜですか。</p>
58	<p>議会基本条例(素案)には  ○議会活動の公正性及び透明性の確保(第2章第3条2-(1))  ○市民の多様な意見等を把握し、政策立案等に反映させる(第4章9条1)  ○議員間で活発に討議を行うなど(第2章4条2-(2))  等々 市民の意見の把握と市政への反映、透明性、公開等々がうたわれていますが、その実態はどうなっているのでしょうか？  私は最近川崎から移住して来たのですが、川崎とのちがいにしております。  横浜市会では一般質問が1日で質問時間に制限があり非常に少ないとのこと。  川崎では議員1人30間の一般質問が保障されておりほとんど全員が質問します。(4日間)傍聴もすべての委員会で自由に出来ます。基本条例にいくら立派なことをうたっても実態がそれに伴わなければ意味ありません。「最大の人口を有する横浜市会」の名が泣いているのではありませんか。文字通りに市民の声を市政に反映させる運営を望みます。</p>
59	<p>1. 市民が議会で口頭陳述できる機会の確保(第9条)  請願、陳情の権利の確保は当然であるが口頭陳述は直接に意見要望を述べる重要な機会なので、その時間をできるだけ確保するよう、基本条例に記述していただきたい。  2. 議会図書室の強化に横浜市立図書館からの支援を明記する(第26条)  国会が議員立法を行使できるのは、国立図書館の国会議員に対するサポート機能が大きい。横浜でも必置の議会図書館に市立図書館の司書を配置するなど、積極的に支援させることにより、議会と市長とのバランスを確保すべきと考える。</p>

受付番号	意見
60	<p>横浜市議会基本条例についての意見 私達は日常的に教育、医療、保険、清掃、交通、施設などなど、様々なパブリック・サービスを受けて生活が成り立っています。自分の住む自治体の実態如何で、私達の生活の質も又市民の、幸せも大きく左右されます。 憲法94条で自治体は、憲法、民法に反しない限り、独自にに条例を作る権利を持つとありますが地域自治、地域主権を高めるには、その地域にあった独自の条例を作っていくのがこれからもっと必要とされると考えます。ある市では全国で始めて、工事や業務委託にかかわる公契約に最低賃金を定める条例を制定したとききます。最低賃金に限らず、福祉、環境、この横浜特有の条件のなかでできるのではないのでしょうか。 自治体による公共サービス提供はますます民間委託に移行し、正規職員は臨時職員へと雇用状況は不安定になってきています。特に介護福祉の場所では、介護労働者が一大産業になる一方で、労働条件は、かつての自治体から外れることで、低賃金は社会問題になっています。こうしたことはこの地域の市民にとって、幸せになる条件とは程遠いものです。 「より安く」をここでもう一度考え直す時ではないのでしょうか。 自治体の臨時職員、非常勤職員の問題も深刻です。保育所、給食、用務員、図書館など、女性が圧倒的の多いのですが、「やっている仕事は、正規職員とまったく同じである」とよく聞きます。しかも圧倒的に一年契約であるなど、不安定な雇用条件に変わりありません。 教育、福祉、交通これらは、儲けの観点から、採算われないのが当たり前、横浜市が他の自治体に無い、市民の安定した生活を助け、弱者に優しく、未来を見据えた、質の高い地方自治体を目指して、そのための改革を望んでいます。私達の代表である市議会議員方達のそのための働きを期待するものです。</p>
61	<p>第9条、10条に関係し、他自治体でも行っているような「議会報告会」を区ごとに実施し、議会での話し合いの様子を議員に報告してほしい。 第21条に関係し、区づくり推進会議を行うにあたっては、市民に会議の様子を公開し、議事録の作成してほしい。</p>
62	<p>1. 前文、第1条、第2条、第3条、第4条は理念として賛成します。 2. 第6条⇒会期を具体的に示したい。通年議会とか現行のままとか。 3. 第7条⇒第3項として、委員会は原則として会議室内の傍聴を認めることを規定する。 4. 第8条⇒第1項に、「また議員は議員個人として固有の権利を持ち、会派の持ついかなる権利よりも下回るものではない。」を追加する。 5. 第9条⇒第1項の文章の後に「そのため議会主催の意見交換会を議会定例会ごとに開催する」を追加する。 ⇒第2項の文章のあとに、「また陳情者が求める場合には補足説明の機会を与える」を追加する。 6. 第10条⇒第1項に「そのため議会に議員による広報委員会を設置する」を加える。 7. 第11条⇒第3項として「議会が主催するすべての会議は公開し、傍聴席を設ける。」を加える。 8. 第26条⇒「議員の調査研究」のあとに「及び市民の利用」を挿入する。 9. 第30条⇒第1項の「活性化を図る」を「役割を果たす」に代える。 10. 第32条⇒タイトルを（見直し等）から（本条例の見直し）に代える。 11. “ ” ⇒「必要に応じて」の前に「少なくとも毎年度1回又は」を挿入する。 12. 条文の多くの文末に「ものとする」という言葉が入るが、これは意味のない法律文書の表現のようです。それを、すべて下記のようにすることをお勧めする。 (例) 第4条前文 「担うものとする。」を「担う。」とする。 第5条4行目 「果たすものとする。」を「果たす」とする。 全部で約40数カ所もある。これは、条例をつともらしく重みを付けるために何となくつけたものと思うが、先進市横浜市議会らしく、スマートな条文にしてほしい。以上</p>
63	<p>横浜市議会基本条例(素案)を一読しました。 この条例は何を目的とし議会は誰のためにあるのか、(目的)第1条で「議会及び議員の役割を明らかにするとともに・・・(略)、市民の負託に的確に応えることにより、市民福祉の向上及び市民の発展に資することを目的とする。」と謳い、(基本理念)2条で「・・・市民の多様な意見を把握し、市政に反映し得る合議体としての・・・市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指すものとする。」とある。 しかしこの条例素案は当たり前の理念を羅列しただけでわざわざ議会基本条例で謳うほどの具体的な中味が無いように思います。基本条例の目玉であるべき筈の「一問一答が無い。」「日曜議会、通年議会、議会(議員)の議会報告会が無い。」「議会と市民の意見交換会など市民参加が無い。」「情報公開に具体性が無い。」「直接請求の条項が無い。」「あるものは「・・・図るものとする。・・・努めるものとする。」の努力規定だけで議会と議員に新たな縛りが何も無く、市民の情報公開と市民参加が担保されていません。 私が聞いた所では横浜市議会の傍聴は直接、傍聴出来るのは本会議だけで委員会はモニター傍聴だそうです。開かれた議会とは全員協議会も含め全ての委員会が直接、傍聴が出来るように公開され密室、非公開であってはならないと思います。 そもそも議会基本条例とは何か?誰のための議会基本条例なのか? 議会基本条例制定が全国的な拡がりを見せたのは「こんな議員や議会はいらぬ。」という市民や世論の声、議員日当制や定数削減を求める世論等、議会(議員)自身が「これではいけない。」と市民の負託に応えるべき自らを改革しようとする動きでは無かったのか? 基本条例制定は全国自治体に加速しつつあり先進自治体議会との条文の良し悪しの比較が容易に出来ます。 高額の議員報酬を得ている議員(横浜市議の場合、月額95万円の議員報酬と一時金などで年収約1400万~1600万円、その他に政務調査費月額55万円/年660万円がある。)と議会を規定する基本条例として「当たり前の事しか書かれていないこの素案で市民の理解を得られるのか。」と思います。全国最悪のアクセサリ一条の典型と揶揄されないよう市民の皆様から指摘されたパブコメの内容についてご検討、再考頂きたいと思います。 細かい所では第6章 議会の災害時の対応は3.11東日本大震災以降の市民の災害意識の高まり、時代のニーズに応えたものと言えますが第6章19条 議員は自分の安否報告、避難所への誘導と支援、被災状況や被災者の要望等の情報収集とあります。災害時対応は普段からの取り組みにしておくべきです。第6章は危機管理体制の整備に努める具体的な中味を議会の仕事として明記すべきと考えます。 それから何度も市会とか市勢とか馴染の薄い言葉が出て来ますが市議会とか市政の方が現代的ではないのでしょうか? 「議会活動の公正性及び透明性を確保」が第2章3条2(1)、第3章5条と同じ文章で出て来ます。他にも同じような文章が(ここでは述べませんが)何度も出て来ます。具体的な中味に置き換えた方がいいと思います。 以上、横浜市議会基本条例制定が市民にとって「開かれた議会」となります事を願ってパブコメと致します。</p>

受付番号	意見
64	<p>「横浜市議会基本条例（素案）」に対し、市民参加の観点からの意見を申し述べます。</p> <p>1. 条例（素案）前文において条例の基本理念を述べていますが、第5段に「地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の発展のため」とあります。</p> <p>憲法の定める「地方自治の本旨」は、「住民自治」と「団体自治」の2つから成ります。「住民自治」とは、地方自治はその地域社会の住民の意思によって行われるべきということであり、住民が地方自治の主体であることを意味します。ところが、条例（素案）は、「地方自治の本旨」と謳いながら、「住民自治」には言及せず、地方自治の本旨は「市民福祉の向上」である、としています。これでは、あたかも住民が統治の客体であるにすぎないかのように扱われており、「地方自治の本旨」を矮小化する誤った理解であるといわざるを得ません。</p> <p>「地方自治の本旨」として、住民が地方自治の主体であることを明記することを求めます。</p> <p>2. 上記のとおり、条例（素案）においては住民自治が軽視されており、「市民と議会」の章は、わずか3条にすぎず、内容も市民参加を十分に保障するものとは言いがたいレベルにとどまっています。</p> <p>少なくとも、以下の2点は、条例に明記されることを求めます。</p> <p>(1)市民が議会に対して意見表明をする重要な手段である陳情・請願について、当該陳情・請願が付託された委員会において、口頭意見陳述を述べる機会を原則として保障すること。</p> <p>横浜市議会においては、制度上は委員会の許可を受けて口頭陳述を行う手続が定められていますが、事実上許可が行われることは皆無に等しく、この四半世紀において許可されたことはありません。</p> <p>口頭での意見陳述には、書面の提出だけでは代替し得ない意義が存することは、市議の皆さんであれば十分ご理解のことと思います。</p> <p>基本条例を制定するにあたって、是非とも、口頭意見陳述の機会の原則的保障を規定するよう求めます。</p> <p>(2)市民が常任委員会を直接傍聴する権利を認めること。</p> <p>現在は、モニターによる傍聴しか認められていません。新庁舎完成の暁には、各常任委員会室に8席の市民傍聴席を設ける計画であるとされていますが、市民の直接傍聴の重要性に鑑みれば、施設の問題を理由に先送りするのではなく（数席の傍聴席の確保は、現状の委員会室でも十分可能です）、直ちに認めるべきと考えます。</p>
65	<p>共通：最高法規性 基本条例は憲法のような最高法規性があり、素案の第31条にも現れています。そのため、条文には理念や考え方を示すにとどめ、詳細は別に定める方が良いでしょう。</p> <p>共通：二元代表制 前文には日本国憲法に基づく市長と議会の二元代表制が記載されていますが、条文にはその視点が十分に反映されていないように感じます。</p> <p>第12条 あえて「市長と緊張感のある関係を構築する」と表現する理由は何でしょう。市民の立場からは、議会も市長も選ばれた者として、互いに尊重・協力して責務を果たし、よりよい市政を実現してもらいたいです。福島県議会条例第7条のような「互いを尊重し、共通の目標である」市民生活の向上のためといった視点はもちこめませんか。</p> <p>第13条 議決すべき事件を追加することは、二元代表制における市長の権限を侵すものですので、市長と十分な議論が必要でしょう。そのような条項を加えるべきです。また、議決すべき事件として、旧地方自治法で議決を要していた基本構想（第1号）、基本構想に直接関係する基本計画（第2号）は、良いと思いますが、第3号の分野別のものについては、専門性から附属機関で有識者による審議や市民意見募集などの手続きをすれば、広く意見は反映されていますので、あえて議決する必要はないと思われます。</p> <p>第14条 「議会」条例ですので、「市長」に義務を課す表現よりも、議会の姿勢を示し、市長がそれに答える形の方が良いと思います。「議会は、市長に対して〇〇について説明を求めるものとする」「市長は、議会からの〇〇の説明の求めに対し、誠実に対応するものとする」となりませんか。</p> <p>第6章 災害時の対応は重要ですので、この章で終わらせるのではなく、さらに議論していただきたいです。特に市長との協力や市の防災計画との関係性を示して欲しいです。</p> <p>第20条など 基本条例ですので「〇〇の機能を強化する」という具体的なことを示すより、「議会の能力向上のため常に努力する、見直しをする」といった表現にし、強化する事項は個別に毎回、決議する方が良いでしょう。</p> <p>第27条 非常に大切ですので「努めるものとする」より「しなければならない」の表現にすべきです。また「職責を全うしない議員は、自ら辞職する」「議会は、そのような議員を失職させる」といった内容も加えていただきたいです。</p>

相模原市議会議場案内図(理事者側)

平成25年8月30日現在

※						平成25年8月30日現在							
朝倉まちづくり事業部長	中島広域交流拠点推進担当部長	細谷まちづくり計画部長	前田総務法制課長	西原次長(兼)議会総務課長	議会事務局	小宮議事課長	長谷川総務法制課長	森川税務部長	佐藤市民局次長	青木福祉部長	佐藤こども育成部長	和光保険高齢部長	小竹保健所長
勾末土木部長	北村資源循環部長	森環境共生部長	新津経済部長	小野澤生涯学習部長	小泉学校教育部長	大貫教育環境部長	須田議長	飯田中央区長	服部南区長	鵜田総務部長	石井渉外部長	湯山企画部長	彦根財務部長
岩田消防局長	笹野危機管理局長	野村都市建設局長	石川環境経済局長	白井教育局長	岡本教育長	小星副市長	演壇	山口副市長	小池副市長	梅沢総務局長	大房企画財政局長	森市民局長	篠崎健康福祉局長
川上議会議長						須田議長							

～ 議員席側 ～

※印は加藤会計管理者、瀬戸選挙管理委員会事務局長、神沢監査委員事務局長、浅見人事委員会事務局長、高橋農業委員会事務局長が審議案件の内容により出席します。

平成25年8月30日現在

<b>民主・新無所属の会</b>				<b>みんなのクラブ</b>					<b>公明党 相模原市議団 無所属</b>			
12 五十嵐千代	11 関雅吾郎	10 根鈴秀	9 木成小貴	8 野小弘	空席	7 槻大研	6 小林明	5 栗原大	4 久保田孝	3 西家己	2 白井彦	1 市川圭
25 森之繁	24 野好元	23 桜はるな	22 井中知	21 宮下機	20 小野沢耕一	19 寺弘	18 古内明	17 石川誠	16 大崎治	15 柴裕明	14 竹腰苗	13 大田浩
38 長友樹	37 小池和	36 沢大洋	空席	34 阿部善	33 岸浪志	32 沼倉太	31 須田毅	30 村中昌	29 米山定	28 加藤明	27 松千賀子	26 藤井彦
<b>市民連合</b>				<b>新政クラブ</b>					<b>日本共産党 相模原市議団</b>			
50 江直	49 成小正	48 林明	子金豊	47 溝誠	46 山一	45 久保田義	44 折笠夫	43 藤佐賢	41 稲垣稔	40 関山由紀江	39 菅原行	

一般質問通告一覧

平成25年12月17日

順位	1	質問者	18番 古内 明 (新政クラブ)	(一問一答)
<p>1 相続等に起因する地域課題の解消策について</p> <p>(1) 無償借地の返還請求に対する対応について</p> <p>(2) 土地使用貸借契約書の見直しについて</p> <p>(3) 市有地の民間への無償貸付けについて</p> <p>2 ふるさと納税について</p> <p>(1) 本市における「ふるさと納税」の寄付額と控除額について</p> <p>(2) ふるさと納税に対する記念品等の導入に対する考え方について</p> <p>3 救命率の向上について</p> <p>(1) 応急手当の普及啓発について</p> <p>(2) 救急車の適正利用の普及啓発について</p> <p>4 葬儀の多様化を踏まえた本市の取組みについて</p> <p>(1) 現状について</p> <p>(2) 今後の取組みについて</p>				
順位	2	質問者	39番 菅原 康行 (公明党)	(一括)
<p>1 自転車対策について</p> <p>(1) 自転車対策の現状と課題について</p>				

## 横浜市議会基本条例の制定に関する運営理事会協議結果

項 目	協 議 結 果
1 横浜市議会基本条例 （素案）への市民意見 に対する市会の考え方	（全会一致） ・資料4のとおりとすること。
2 横浜市議会基本条例 案	（全会一致） ・市民意見等を踏まえ、資料5のとおり条例 素案の修正等を行い、他の条文については 素案のとおりとすること。

# 横浜市議会基本条例（素案）に関する市民意見（概要）と本市会の考え方（案）<sup>4</sup>

## 条例素案全体（34件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
1	全体	条例を作りさえすればうまくいくというものではなく、これらがきちんと機能していくことが重要。(11, 25, 29, 37, 38)	本条例は、市会の市長等への監視や評価、政策立案などの役割を果たすことが求められる中で、市会及び市会議員の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めるものであり、これを市民と共有することで、本条例の規定に基づき、活動の一層の充実・活性化に取り組んでまいります。
2	全体	条例について市民に知らせることが大切。(37)	条例制定後はヨコハマ議会だよりや市会ホームページなどで議会基本条例について積極的に広報を行い、周知を図ってまいります。
3	全体	条例を今制定する必要性、メリットがわからない。(7, 17, 20, 25)	近年、地方分権が一層進展する状況の中で、市政課題も高度化・複雑化しており、横浜市会が市長等への監視や評価、政策立案などの役割を果たすことが一層求められています。 第1条に本条例の目的として規定しているとおり、市会・市会議員の役割や、市民との関係、市長との関係などの基本的なことを条例に定め、これを市民の皆様と共有することで、議会活動の活性化、豊かな市民生活の実現を図ってまいります。
4	全体	前文には、日本国憲法に基づく市長と議会の二元代表制が記載されているが、条文にはその視点が十分に反映されていないように感じる。(65)	第5章の議会と市長等との関係において、市長等との関係、地方自治法第96条第2項の議決事件、議会への説明等、監視及び評価、政策立案等を定め、二元代表制の下で、議会の市長等に対する果たすべき役割を規定するとともに、第7章において議会の機能強化について規定するなど、条文においてもその視点を反映していると考えております。
5	全体	第10条に記載があるが、情報通信技術等の最新の技術を踏まえた言及が少ないので、新しい技術に対する言及を増やすべき。(26)	情報通信技術等の活用については、これまでも市会運営委員会等で協議をし、インターネット、ツイッター、メールマガジン等による情報提供に取り組んできたところですが、いただいたご指摘を踏まえ、第20条に「議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする」と規定を追加します。
6	全体	素案には具体的な記述が少ないので、より具体的にすべき。(8, 32, 33, 43, 44)	本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、第31条に規定しているように、詳細な内容については、議会に関する他の条例・規則等において、本条例の趣旨を踏まえて規定することになります。
7	全体	素案の第31条にも表れているが、議会基本条例の条文には理念や考え方を示すにとどめ、詳細は別に定める方がよい。(65)	本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、会期（第6条）、議員定数（第28条）、議員報酬（第29条）、政務活動費（第30条）等、多くの項目について、別の規定で詳細に定めております。
8	全体	「等」の具体的内容について想定される事項を明示すべき。(25, 56)	第2条において、「市長等」、「政策立案等」について定義を行っているほか、必要なものについて、ご指摘を踏まえ、用語の解説を別途お示しする予定です。
9	全体	条文の多くの文末が「ものとする」であるが、これは意味のない法律文書の表現のようであり、スマートな条文にしてほしい。(62)	ある原則や方針を示す場合に用いられる用語であって、必要な表現として使用しているものです。
10	全体	「目指す」「努める」という言葉遣いでなく、「実現する」「実行する」という明確な決意を込めた言葉を選ぶべき。(23, 63)	ご指摘を踏まえ、第2条（基本理念）の表現を「実現する」に修正します。



11	全体	「市会」「市勢」等のなじみの薄い表現を「市議会」「市政」などの表現にするか、説明があるとよい。(43, 63)	横浜市会では、明治22年に使用された「市会」という呼称を、名古屋、京都、大阪、神戸の4市とともに用いており、「市勢」については、市の各分野の情勢を総合的に見た状態として「市政」と区別して使用しているものであり、ご指摘を踏まえ、用語の解説を別途お示しする予定です。
12	全体	「市民」の定義について、国籍、年齢等の基準を示して明確にすべき。(25, 45)	素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。)
13	全体	素案として概ねよい(9, 13, 31, 37, 44, 52)	ご意見ありがとうございます。
14	全体	「開かれた議会(としていく)」という文言が入ったことを評価。(29)	ご意見ありがとうございます。

## 前文(7件)

項目	条文等	意見の概要(カッコ内は資料2の受付番号)	市会の考え方
15	前文	条例素案では「地方自治の本旨」とうたいながら、「住民自治」には言及せず、地方自治の本旨は「市民福祉の向上」としているが、「地方自治の本旨」として、住民が地方自治の主体であることを明記すべき。(64)	第2条(基本理念)において、「市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指す」と規定するように、素案においても「住民自治」の視点を取り入れていると考えております。
16	前文	住民投票など市民意見を聞く方法の例を前文と第4章に明記すべき。(46)	市民の多様な意見の把握については、第4章第9条に定めており、例として、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めると定めております。
17	前文	横浜市には多くの外国籍の市民がいるため、外国籍の市民の意見を聞く、議会で議論していくことを前文と第4章に明文化すべき。(46)	素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。) したがって、外国籍の方も含めて、市民の意見等を把握する旨を規定しており、ご指摘の趣旨については、条文に反映されていると考えております。
18	前文	「前文」の「市民」を「日本国の主権者たる市民」に、「住民」を「日本国の主権者たる市民」に修正し、横浜市民である前に日本国民であることを明記すべき。(47)	素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。)
19	前文	「主権」とは国民が完全に保持するものであるので、「前文」の「地方分権社会」を「地方自立社会」に修正すべき。(47)	本条例においては、地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に、地域の実情に沿った行政を行っていく社会という趣旨で「地方分権社会」という語を用いております。
20	前文	第31条に「最高規範性」を明示すると、上位規範たる憲法及び法律との階層性に矛盾が生じるため、前文又は第1条の目的に上位規範たる憲法及び法律を遵守することについて明記すべき。(45)	地方自治法第14条第1項では、「法令に違反しない限り」条例を制定することができることとされており、憲法及び法律は当然に遵守することとなります。
21	前文	前文は理念として賛成。(62)	ご意見ありがとうございます。

## 第1章 総則（第1条・第2条）（5件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
20 再掲	第1条	第31条に「最高規範性」を明示すると、上位規範たる憲法及び法律との階層性に矛盾が生じるため、前文又は第1条の目的に上位規範たる憲法及び法律を順守することについて明記すべき。(45)	地方自治法第14条第1項では、「法令に違反しない限り」条例を制定することができることとされており、憲法及び法律は当然に遵守することとなります。
22	第1条	第1条（目的）の「市勢の発展」を「日本国及び市勢の発展」と修正し、横浜市である前に、日本国であることをも示すべき。(47)	我が国で最大の人口を有する市である本市勢の発展という表現には、ご指摘の趣旨が含まれるものと考えております。
23	第2条	第2条（基本理念）における「市民自治」というコンセプトは曖昧なので、「市民自治の観点から」という文言を削除すべき。(47)	市民の意思と責任において行われる市民自治という観点は本条例において必要かつ重要なものと考えております。
24	第1条 第2条	第1条（目的）、第2条（基本理念）について賛成。(51, 62)	ご意見ありがとうございます。

## 第2章 議会及び議員（第3条・第4条）（10件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
25	第3条	第3条第1項に議会の役割、義務として、(1) 議論により市民意見の合意形成を行うこと、及び、(2) 市民の意見を行政や議会に反映することを加えるべき。(43)	ご指摘を踏まえ、第3条第2項に議会の活動原則として、「議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと」との規定を追加します。 なお、市民意見の反映については、第4条第1項第3号に議員の役割として、「市民の多様な意見等を市政に反映させること」と規定しております。
26	第3条	第3条第1項第6号には「政策提携、相互理解、親善等を深めるため、国内外の都市間交流を行うこと」とあるが、これは、手段であり役割ではないので不要と考える。(43)	本規定については、議会の役割として必要かつ重要なものと考えております。
27	第4条	第4条第1項第3号には、「各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること」とあるが、市民の意見を市政に反映するのは手段ではなく役割だと考える。(43)	ご指摘のとおり、本規定については、議員の役割として規定しております。
28	第4条	第4条第2項第3号で「議員は議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること」とあるが、具体的に何が実施されるのか分からない。例示があると分かりやすい。(8)	議会及び議員活動の報告については、これまでも議員又は会派単位において取り組んでいるほか、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等においても、積極的に広報を行ってきたところです。今後も適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みを実施してまいります。
29	第4条	議員の役割及び活動原則に、会議等への出席を義務付け、その出欠状況を議会広報で公開・開示対象とするほか、公開時出席率ワースト10位は戒告を行う旨を規定すべき。(19)	第4条第1項には、議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、(1) 議案等の審議及び審査を行うこと等と規定しております。なお、議員に対して出席率に基づき処分を行う旨を規定することは、現在考えておりません。
30	第3条 第4条	第3条第2項第1号、第4条第2項第2号等に、市民の意見の把握と市政への反映、透明性、公開等がうたわれているが、文字どおり市民の声を市政に反映させる運営を望む。(58)	ご指摘のとおり、本条例の趣旨を踏まえ、市民の声を市政に反映させる運営に努めてまいります。
31	(第2章)	議員に一定数の女性議員が占めるように数値目標を加えるべき。(42)	市会議員の選挙は、地方自治法第17条に基づき行われるものです。

32	(第2章)	議会・議員へのチェック機能について記載がないため、条例に明記すべき。(1)	ご指摘のような議会・議員の評価と公表については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、組織として合議体である議会及び公選職である議員を評価することには課題があると考えております。
33	(第2章)	第3条（議会の役割及び活動原則）、第4条（議員の役割及び活動原則）について賛成。(51, 62)	ご意見ありがとうございます。

### 第3章 議会運営（第5条～第8条）（7件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
34	第6条	第6条の会期について、通年議会になるのか現行のままであるのか等、具体的に示すべき。(62)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、会期は現行どおりとし、横浜市会の定例会の回数を定める条例に基づき、年4回と定めておりますが、会期設定の方法にとらわれず、十分に審議等を尽くすことができる会期を定めるとしたものです。
35	第6条	通年議会の規定がない。(63)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、会期は現行どおりとすることが決定されております。
36	第7条	大都市横浜市において、市民代表の議会と有権者の間に大きな乖離があり、より市民に近い議会になるように、例えば、18区ごとの特別委員会の開催、議員間討論の開催等について規定すべき。(30)	本条例では、第3条、第4条において、「各区の実情把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること」等の議会・議員の活動原則を明記しており、さらに、第21条においては現行制度における区行政との関わりを明記しております。今後も大都市制度等の議論を踏まえ、区行政との関わりについては協議する必要があると考えております。 また、議員間討論については、これまでも必要に応じて実施してきたところですが、本条例においても第4条第2項第2号及び第7条第2項に規定しております。
37	第8条	議員が個々に市民から信託されて選ばれていることから、会派に関する規定は削除すべき。(49)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において会派のあり方と活動について協議した結果、市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派に関する要項」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとすることが決定されており、本規定は、本市会における会派のあり方を規定するものと考えております。
38	第8条	第8条第1項に、「また議員は議員個人として固有の権利を持ち、会派の持ついかなる権利よりも下回るものではない。」と加えるべき。(62)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において会派のあり方と活動について協議した結果、市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派に関する要項」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとすることが決定されており、本規定は、本市会における会派のあり方を規定するものと考えております。
39	(第3章)	少数派の人にも必要な時間をたっぷり保障することが大事。(9)	発言持時間のあり方については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の協議結果を受けて、現在、市会運営委員会において、協議を行っているところであり、現状の発言持時間は議員の人数割に基づいて算定しております。

40	(第3章)	一問一答について規定がない。(63)	質疑・質問の形態については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議し、一括方式と分割方式の選択制として実施することが決定されており、その実施方法について市会運営委員会において、協議を行っているところです。
----	-------	--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 第4章 市民と議会（第9条～第11条）（52件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
41	第9条	議会報告会など市民との意見交換の場を設置・規定すべき。(2, 14, 20, 23, 27, 29, 39, 43, 49, 61, 62, 63)	これまでも議員又は会派単位において議会及び議会活動の報告について取り組んでいるほか、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等においても、積極的に広報を行ってきたところです。また、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において市民意見の聴取方法、議会活動情報の提供について協議した結果、適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みから実施することが決定されておりますが、広報・広聴のあり方については、今後も常に検討していく課題と考えております。
42	第9条	請願・陳情者の口頭陳述を認めるべき。(2, 43, 49, 59, 62, 64)	請願・陳情者の意見陳述については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、請願を審査する常任委員会等が効率的・効果的な審査の観点から、実施方法を含め判断すべきことであると決定されております。
43	第9条	「請願」及び「陳述」に関する条項がない。これらなくして市民参加型の議会運営はありえない。(45)	請願・陳情については、第3条第1項第2号の「議案等」に含まれ、その審議及び審査を議会の役割と位置づけているほか、地方自治法の規定に基づき、横浜市会会議規則等にその取り扱いについて位置づけております。
44	第9条	公聴会と学識経験者等の活用については、広く多様な声を丁寧に汲み取るなら有意義だが、市民とほとんど関係ないところで進められるので、形だけやったアリバイ的なものとして受け止めており、期待できない。(9)	公聴会については、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるために開催するものであり、学識経験者等の活用は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査等のために行うものであり、いずれも活用に努めてまいります。
45	第9条	第9条（市民との関係）について、何か改善の成果を検証できる仕組みや指標を設け、その進捗を公表する「義務」を載せるべき。(10)	市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査に反映させるために行う公聴会は公開で行われ、参考人の制度の活用の際にはインターネット中継が行われるなど、制度の活用状況については公表されておりますが、ご指摘の点については今後の検討の課題とさせていただきます。
46	第9条	市民の意見をどのように議会に反映させるか具体的に規定すべき。(40, 43, 44, 46)	市民の意見を把握し、議会に反映するための具体的な方法については、第9条において公聴会及び参考人制度等の活用に努めると規定しているほか、請願・陳情、市民意見募集等の手段があり、議会の基本的事項を定める本条例においては記載してはおりませんが、様々な手段が運用されております。
47	第10条	活動の内容を適時、市民に知らせる広報・広聴の充実、情報の公開をより積極的にされたい。(36, 52)	これまでも、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等、広報・広聴の充実、情報の公開に努めておりますが、第10条第2項に規定しているように、広報・広聴の内容・あり方については、常に検証し、一層の充実に努めてまいります。

48	第10条	第10条第1項に「そのため議会に議員による広報委員会を設置する」という文言を追加すべき。(62)	これまでも、議員を構成員とするヨコハマ議会だより編集会議において、ヨコハマ議会だよりや定例会周知用ポスター等の作成・配布について協議しておりますが、第10条第2項に規定しているように、広報・広聴の内容・あり方については、常に検証し、一層の充実に努めてまいります。
49	(第4章)	日曜議会の規定がない。(63)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、市民が傍聴しやすい休日、夜間議会の開催について協議した結果、実施の意義、その効果及び職員体制、実施経費など課題があることから、新たに常任・特別委員会等のインターネット中継を実施し、本市会のすべての審議・審査をいつでもどこでも視聴できるようにすることを決定し、平成25年9月から実施しております。
50	(第4章)	直接請求に関する規定がない。(63)	直接請求は、地方自治法上、市長、監査委員、選挙管理委員会に対して行われるものであり、現状では本条例に規定することは考えておりません。
16再掲	(第4章)	住民投票など市民意見を聞く方法の例を前文と第4章に明記すべき。(46)	市民の多様な意見の把握については、第4章第9条に定めており、例として、公聴会及び参考人の制度等の活用にも努めると定めております。
17再掲	(第4章)	横浜市には多くの外国籍の市民がいるため、外国籍の市民の意見を聞く、議会で議論していくことを前文と第4章に明文化すべき。(46)	素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。) したがって、外国籍の方も含めて、市民の意見等を把握する旨を規定しており、ご指摘の趣旨については、条文に反映されていると考えております。
51	(第4章)	委員会などを傍聴していても、ほとんど発言をしない議員もいて、その議員が任期中にどんな仕事をしたのかわからない。毎年全員が自分の活動について報告する規定がほしい。ヨコハマ議会だよりはそのためにあるのではないか。(40)	議会活動の報告についてですが、これまでも議員又は会派単位において議会及び議会活動の報告については取り組んでいるほか、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等においても、積極的に広報を行ってきたところです。今後も適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みから実施してまいります。
52	(第4章)	議案等に対する賛否は、議案の内容も分かり易く記述して議員毎で公開する旨、規定すべき。(43)	議案等に対する賛否は、会派ごとに、ヨコハマ議会だより、市会ホームページにおいて公開するとともに、議案の内容は市会ホームページ、市民情報室等で公開しております。 第10条第2項に規定しているように、広報・広聴の内容・あり方については、常に検証し、一層の充実に努めてまいります。
53	(第4章)	会議の原則公開を明記し、全委員会の直接傍聴を認めるべき。(21, 29, 39, 43, 49, 58, 62, 64)	本会議及び予算・決算特別委員会の局別審査においては、直接傍聴を実施しておりますが、その他の委員会傍聴の実施については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、市民に開かれた議会としていく上で、できる限りの対応を図っていくことが求められていることから協議を重ねた結果、委員会室の狭隘、導線の確保、市長部局の出席者数など運営上の課題があることから取り扱いは現行どおりとし、当面はインターネット中継の実施を優先することとしております。
54	(第4章)	「開かれた議会」という言葉を第4章に明記すべき。(45)	条例制定の背景・決意を記載している前文において、「開かれた議会」という言葉を明記したことを受けて、第4章においては、市民の多様な意見等の把握・活動への反映、広報・広聴の充実、情報の公開についてそれぞれ定めております。

55	(第4章)	予め会議の日程、議題を市民に周知すること、インターネットで会議の生中継や録画中継を実施する等、積極的な情報公開の仕組みがあることはよい。(28)	御意見ありがとうございます。
56	(第4章)	傍聴者へのわかりやすい資料配布や会議の写真撮影・録音など、情報公開について改善すべき。(29, 49)	これまでも情報公開については順次改善を図ってきたところであり、委員会のモニター視聴室への閲覧用資料の配置、本会議傍聴者への質問者等一覧の配布等に加えて、平成24年12月からは質疑・質問通告のホームページへの事前掲載を、平成25年9月からは常任・特別委員会のインターネット中継を開始したところですが、引き続き、会議等で用いた議案や資料等について、積極的かつ速やかに公開できるよう努めてまいります。
57	(第4章)	情報公開の規定に具体性がない。(63)	第11条では、会議等の日程、議題等の市民への周知、インターネット中継及び録画中継の実施、会議等で用いた議案、資料等及び会派等における議案等の賛否の積極的かつ速やかな公開等を挙げておりますが、今後も積極的な情報公開に向けて検討してまいります。
58	(第4章)	第9条(市民との関係)、第11条(情報の公開)について賛成。(33, 48, 51, 52, 60)	ご意見ありがとうございます。

## 第5章 議会と市長等との関係(第12条～第16条) (8件)

項目	条文等	意見の概要(カッコ内は資料2の受付番号)	市会の考え方
59	第12条	議会から市長に対する抑止力、市長から議会に対する抑止力を働かせる機能について言及がない。(26)	前文において、「議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている」とうたっております。
60	第12条	第12条中の「市民福祉の向上」は、この他例えば、文化、体育、スポーツ、芸術等多面的な事項を追加することを検討されたい。(51)	「市民福祉の向上」の表現には、ご指摘の事項の趣旨も含まれると考えております。
61	第12条	第12条に、福島県議会基本条例第7条のように、「互いを尊重し、共通の目標である」市民生活の向上のためといった視点を盛り込めないか。(65)	第12条は、前文において「議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている」とうたっていることを受けて規定されているもので、ご指摘の視点は含まれていると考えております。
62	第12条	二元代表制に向けて議会と市長との関係を官僚的にせず、市民への真摯な対応を示すべき。(22)	議会と市長との関係については、第12条の規定に加えて、第2条で「議会は、市長その他の執行機関と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指す」としており、ご指摘の趣旨を踏まえて対応してまいります。
63	第13条	第13条に議決すべき事件を追加することは、二元代表制における市長の権限を侵すものなので、市長と十分な議論が必要であると規定すべき。 また、議決すべき事件の第3号については、専門性から附属機関で有識者による審議や市民意見募集などの手続きを経れば、広く意見は反映されているので、あえて議決する必要はない。(65)	本条文は、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて議決すべき事件を追加するものであり、市長の権限を侵すものではありません。 また、第3号の運用については、個別の事件ごとに議決の要否を判断していくこととしております。

64	第14条	議会基本条例は、議会のことを規定している条例なのに、第14条の主語が「市長等」となっているのに違和感がある。(7, 34)	前文において「市民と市長その他の執行機関との関係において、横浜市会及び横浜市会議員が果たすべき役割等を明確にし」とあるように、本条例は議会と市長等との関係を明らかにする性格を持つものです。第14条では、市長等の責務を規定しているため、主語を「市長等」としております。
65	第14条	第14条について、議会基本条例なので、「市長」に義務を課す表現よりも、議会の姿勢を示し、市長がそれに応える形がよいので、「議会は、市長に対して〇〇について説明を求めるものとする」又は「市長は、議会からの〇〇の説明の求めに対し、誠実に対応するものとする」と修正できないか。(65)	前文において「市民と市長その他の執行機関との関係において、横浜市会及び横浜市会議員が果たすべき役割等を明確にし」とあるように、本条例は議会と市長等との関係を明らかにする性格を持つものです。第14条では、市長等の責務を規定しているため、主語を「市長等」としております。

## 第6章 議会の災害対応（第17条～第19条）（8件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
66	第19条	第19条の災害時対応は普段からの取り組みしておくべき。(63)	ご指摘のとおり、日常から本規定の内容を心がけて取り組んでまいります。
67	(第6章)	第19条第2項、第3項程度の活動は役所に任せて、議員は第17条、第18条を強力かつ迅速に推進する一員となるべき。(3)	第19条の規定は、大規模災害時に様々な状況が想定される中で、第18条の災害時の議会の役割の規定に加えて、災害時の議員の役割を規定するものです。
68	(第6章)	首都直下型地震が発生した際の対応や権限についてあらかじめ定めておくべき。(45, 56)	本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、本条例の規定を踏まえ、首都直下型地震が発生した際の対応や権限について、運用等を検討してまいります。
69	(第6章)	第6章には危機管理体制の整備に努める具体的な中味を議会の仕事として明記すべき。(63)	本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、具体的な内容については、本条例を踏まえて運用等を検討してまいります。
70	(第6章)	第6章について、災害時の対応は重要なので、本章で終わらせるのではなく、さらに議論してほしい。特に市長との協力や市の防災計画との関係性を示してほしい。(65)	本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、本条例を踏まえて、災害時の対応について、運用等を検討してまいります。
71	(第6章)	災害の対応など、市民のかかわりが深い点に特に書かれていて、市民と近い議会を目指している様が伝わり、よい。(33)	ご意見ありがとうございます。
72	(第6章)	地震・火山活動の研究の中では、「大規模災害」とは言うが、「危機管理」とはあまり言わない。(57)	ご指摘を踏まえ、第17条の表現を、「危機管理体制」から「災害時の体制」と修正しました。

## 第7章 議会の体制整備（第20条～第26条）（21件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
73	第20条	第20条にもっと具体的な情報を記載すべきではないか。(36)	第20条は、議会の機能強化に関する基本的な考え方を規定したものであり、具体的な内容については、第21条以下に示しております。本条例は議会に関する基本的なルールを定めるものであるため、更に具体的な内容については、別途検討してまいります。

74	第20条	第20条などについて、議会基本条例なので「機能を強化する」という具体的なことを示すより、「議会の能力向上のため常に努力する、見直しをする」といった表現にし、強化する事項は個別に毎回、決議する方がよい。(65)	第20条で、議会の機能強化に関する基本的な考え方を規定しております。その上で、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会機能を強化するため、議会・議員の体制について協議した結果、議会活動の必要に応じ、附属機関や調査機関・検討会及び公聴会、参考人招致などの制度による学識経験者、専門家など外部有識者の知見を活用することが決定されたことに伴い、第21条以下で規定しているものです。
75	第21条	「区づくり推進横浜市議員会議」は評価できる。(2)	ご意見ありがとうございます。
76	第21条	「区づくり推進横浜市議員会議」について、同会議について情報公開と市民参加を明記すべき。(43, 61)	区づくり推進横浜市議員会議の運営については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の協議の結果、会議の議事録を作成の上議長に提出し、議長は議事録を公開することを決定しました。会議の公開については、市民局及び各区と調整を行っています。
36 再掲	第21条	大都市横浜市において、市民代表の議会と有権者の間に大きな乖離があり、議会基本条例の制定で、その欠点をカバーし、より市民に近い議会になるように、例えば、18区ごとの特別委員会の開催、議員間討論の開催等について規定すべき。(30)	本条例では、第3条、第4条において、「各区の実情把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること」等の議会・議員の活動原則を明記しており、さらに、第21条においては現行制度における区行政との関わりを明記しています。今後も大都市制度等の議論を踏まえ、区行政との関わりについては協議する必要があると考えています。 また、議員間討議については、これまでも必要に応じて実施してきたところですが、本条例においても第4条第2項第2号及び第7条第2項に規定しております。
77	第21条	第21条第1項及び第2項について賛成。(51)	ご意見ありがとうございます。
44 再掲	第22条	公聴会と学識経験者等の活用については、広く多様な声を丁寧に汲み取るなら有意義だが、市民とほとんど関係ないところで進められるので、形だけやったアリバイ的なものとして受け止めており、期待できない。(9)	公聴会については、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるために開催するものであり、学識経験者等の活用は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査等のために行うものであり、いずれも積極的な活用に努めてまいります。
78	第23条	二元代表制の下、原則として、議員が個々に市民から信託されて選ばれていることから、議員連盟に関する規定は削除すべき。(49)	議員連盟は、第23条に規定するとおり、特定の市政の課題等について共同して調査研究を行うことを目的としたものであり、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会で議会・議員活動における議員連盟のあり方について協議した結果、議員の活動として、目的達成に向け効率・効果的に行うことを決定したことを受けて条文中に規定しております。
79	第24条	第24条の議員派遣について、その報告を議会ですることを義務化し、調査が妥当であるかを大学教授やシンクタンクの研究者にチェックさせる制度を構築すべき。(23)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議の結果、報告書の公開については、現行どおり、市会ホームページへ掲載するほか、市民情報センターでの閲覧に供することで、市民への情報提供及び議員間での情報共有を図っていくことが決定されております。
80	第24条	第24条の研修及び調査研究について、経費に上限が必要であり、また、全経費を支給するのではなく、折半にすべき。(50)	議員派遣は、地方自治法第100条第13項で規定された議会の活動であり、全経費を支給することが適当です。なお、「横浜市議員の海外視察取扱い要綱」により、旅費限度額が定められております。
81	第24条	休会中の視察費用の50%を自己負担とすべき。(18)	議員派遣は、地方自治法第100条第13項で規定された議会の活動であり、全経費を支給することが適当です。



82	第26条	図書室は一般にも開放されるべき。(6, 31, 62)	<p>第26条に規定しているように、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p> <p>なお、新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会の答申において、新市庁舎の整備にあわせ、議会図書室は市民開放を行うことが記載されており、今後具体的な検討を進める予定です。</p>
83	第26条	<p>第26条の議会図書室の適正な管理運営について、民間及び外部からのチェック機能を活用するために、図書館情報学者や政治学者で構成された第三者機関を設置し、毎週意見交換をする場を設けることが重要。(23)</p>	<p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p>
84	第26条	<p>第26条の議会図書室の強化に関して、県の公文書館との連携状況と今後の方針を明らかにしてほしい。(31)</p>	<p>県の公文書館との連携はこれまでのところ特段ありません。</p>
85	第26条	<p>議員が利用できる図書その他の資料は市民が提供するものもあるので、「共有情報資産」の概念を盛り込むべき。(31)</p>	<p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p>
86	第26条	<p>第26条の議会図書室の強化について、インターネットで十分のため、議会図書室は不要と考える。(50)</p>	<p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p> <p>なお、議会図書室は、議員の調査研究に資するため、法律で地方議会に設置が義務づけられているものです（地方自治法第100条第19項参照）。</p> <p>《地方自治法第100条》 第19項 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。</p>
87	第26条	<p>議会と市長とのバランスを確保するため、第26条（議会図書室の強化）に議会図書室に市立図書館の司書を配置するなど、市立図書館からの支援について明記すべき。(59)</p>	<p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p>
88	(第7章)	<p>首都圏の指定都市（さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市）との連携を強化する条項を入れてほしい。(16)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第7章に「議会は、大都市特有の課題の解決に資するため、他の指定都市（法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の議会との政策連携、情報交換等を推進するものとする」との規定を追加します。</p>

## 第8章 政治倫理等（第27条～第30条）（24件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
89	第27条	議員は税金を使って活動している以上、市民に積極的に情報を開示して透明性を図り、税金を使っている意識を持って、費用対効果を考えながら活動することを明記すべき。(1)	第27条において、「議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正かつ誠実に職責を全うするとともに、市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努める」、第30条第1項において「会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を十分に確保する」、第4条第2項第3号において、「自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明する」と規定しており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。
90	第27条	第27条は非常に大切なので「努めるものとする」という文言を「しなければならない」と修正すべき。また「職責を全うしない議員は、自ら辞職する」、「議会は、そのような議員を失職させる」という規定を追加してほしい。(65)	第27条において、「議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正かつ誠実に職責を全うするとともに、市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努める」、第4条第2項第3号において、「自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明する」と規定しており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。
91	第27条	第27条に「品位」とあるが、品位のない議員への罰則はないのか。また、品位には基準があるのか。(1)	「品位」について明確な基準はありませんが、横浜市会会議規則において「品位の保持」「議場内の服装」などの規定があります。また、地方自治法及び会議規則等に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる規定があります。
92	第27条	第8章の政治倫理等に、議会での野次に罰則をつけることを規定すべき。(42)	ご意見として伺わせていただきます。
93	第28条	議員定数を減らすべき。(10, 50, 53)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議の結果、平成27年改選に向けての議員定数は、「遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数等の必要な条例改正を行うこと」が決定されており、具体的には今後決定してまいります。 なお、平成23年改選においては、議員定数を92人から6人減らし86人としました。
94	第28条	議員定数を他の指定都市の人口当たりの平均値まで増員すべき。(18)	横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議の結果、平成27年改選に向けての議員定数は、「遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数等の必要な条例改正を行うこと」が決定されており、具体的には今後決定してまいります。
95	第28条	第28条の「意見等」を「意見要望等」に、「果たすべき議員定数を考慮し」を「果たすために市民から意見等を聴取し議員定数を定め」とそれぞれ修正すべき。(4)	「意見等」の「等」の中に、「要望」という趣旨も含まれると考えております。 また、議員定数については、議会として、その責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めてまいります。
96	第28条	マンネリを避けるためにも再選は3回まで（計4期・16年）を上限とすべき。(6)	現時点において、上限の設定は考えておりません。

97	第28条	第28条に「平等の理念」を追加すべき。(45)	本市会においては、公職選挙法第15条第8項の規定に基づき、人口に比例して、横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例において、選挙区ごとに選挙すべき議員数を定めており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。
98	第29条	議員の収入、支出、資産、負債を明らかにしてほしい。(6)	議員の資産等については、政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例に基づき、報告書を公開しております。
99	第29条	議員報酬の10%カットを見直すべき。(41)	平成25年7月から、横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例に基づいて行われている議員報酬等の10%削減措置については、同条例の失効期日である平成26年3月末で終了する見込みです。
100	第29条 第30条	議員報酬と政務活動費を引き下げるべき。(18, 50, 53)	議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論するべきであることを踏まえ、そのあり方や適正額について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、同委員会の議論を経た後、必要に応じて別途協議することが決定されております。 また、政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その使途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。
101	第29条 第30条	第30条の政務活動費に関して、使途の透明性については、賛成だが、各議員の議員報酬額及び政務活動費について、インターネットで公開することを希望する。(50)	政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その使途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。
102	第30条	第30条の「政務活動費の使途の透明性を十分に確保する」を「政務活動費の公開、透明性を保持し市民が納得できる使途に心掛ける」と修正すべき。(5)	第30条に加えて、第4条第2項第3号において、議員は自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明することと規定されていることから、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。
103	第30条	第30条（政務活動費）について「透明性を十分に確保する」という表現では曖昧である。その使途や成果について報告義務がないが、政務活動費はその目的について公表すべき。(40)	政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その使途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。

104	第30条	第30条第1項の「活性化を図る」という文言を「役割を果たす」に修正すべき。(62)	政務活動費は、平成12年の地方自治法改正において、地方議会の活性化に資することを目的に導入（当時は政務調査費）されたものであり、目的は現行どおりと考えております。
105	第30条	政務活動費を新設しようとしているが、現状でも十分に活動はできるはず。(17)	政務活動費は、平成24年9月の地方自治法改正に伴い、従来の政務調査費から、名称等が変更されたものです。
106	第28条～第30条	議員定数、議員報酬、政務活動費の3項目の決定については、市民の意見を参考にすべき。(43)	議員定数については、議会として、その責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めてまいります。 議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論するべきであることを踏まえ、そのあり方や適正額について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、同委員会の議論を経た後、必要に応じて別途協議することが決定されております。 政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その使途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。
107	(第8章)	議員の機密保持義務について明記し、違反した者に対する罰則を設けるべき。(10)	本条例第27条において、議員は公正かつ誠実に職責を全うすると規定しております。
108	(第8章)	費用弁償を即刻廃止すべき。(18)	費用弁償は、議会活動において議員が職務の執行などに要した経費を支給するとして地方自治法の規定に基づいて、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき支給されるものです。

## 第9章 補則（第31条・第32条）（8件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
20再掲	第31条	第31条に「最高規範性」を明示すると、上位規範たる憲法及び法律との階層性に矛盾が生じるため、前文又は第1条の目的に上位規範たる憲法及び法律の順守することについて明記すべき。(45)	地方自治法第14条第1項では、「法令に違反しない限り」条例を制定することができることとされており、憲法及び法律は当然に遵守することとなります。
109	第32条	社会も人も国も変化やスピードが早い中、不断の検証・条例の見直し等を規定している点はよい。(11)	ご意見ありがとうございます。
110	第32条	議会基本条例の検証と見直しについては、定期的又は期限を切って行うことや、議会基本条例推進委員会等を設置して行うことを規定すべき。(29, 49, 61)	横浜市会では、改選ごとに各党派等から提出された議会運営上の課題等について検討を行ってまいりましたが、条例制定後も改選時や、必要に応じて課題等について検討し、条例改正を行ってまいります。
111	第32条	第9章の補則について、議会基本条例の検証や見直しには、情報公開と市民参加を明記した方がよい。(43, 49)	議会基本条例の見直し等については、第32条に規定のとおり、「市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ」ることを規定しております。 また、横浜市会では、改選ごとに各党派等から提出された議会運営上の課題等について検討を行ってまいり、条例制定後も改選時や、必要に応じて課題等について検討し、条例改正を行ってまいります。

112	(第9章)	第32条の見出しを「見直し等」から「本条例の見直し」に修正すべき。(62)	現行の見出しにおいて、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。
-----	-------	---------------------------------------	-----------------------------------

### 素案の内容以外に関するもの（18件）

項目	条文等	意見の概要（カッコ内は資料2の受付番号）	市会の考え方
113	その他	たまたま地区センターで目にしたので応募できたが、大事なことについて意見を広く求めるにはもっと気を遣ってほしい。(9)	今回の市民意見募集については、各区役所、図書館、地区センター、地域ケアプラザ等の市施設約420箇所で開催案内の配布を行ったほか、市会ホームページへの掲載、テレビ番組での紹介や新聞掲載等報道機関への情報提供などを通じて周知を行い、議員においても、市民意見募集の周知に努めてきたところです。今後とも、広く皆様から御意見を伺う際には、積極的な周知に努めて参ります。
114	その他	市民不在の素案作成プロセスの抜本的見直しを強く求める。(39)	横浜市会では、平成23年5月から「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」を設置し、モニター視聴可能で会議録も公開される委員会における2年間の調査・検討を経て、議会基本条例の制定に向けて市会運営委員会において協議してきました。両委員会の記録や配付資料については市会ホームページ等で公開されているほか、報道機関への情報提供などに努め、周知を行ってきました。今回、市民意見募集を実施することで、市民の皆様のご意見を参考にさせていただきます。
115	その他	たとえば世論調査で多数の市民が「それでよい」となってから施行する等、市民の負託に応えようとするなら、市民に素案を提示し、十分なものかどうかを市民に判断してもらうべき。(10)	今回の市民意見募集が、ご指摘の趣旨のとおり、皆様のご意見を伺うために実施しているものです。いただいたご意見につきましては、条例の制定に向けた議論及び今後の運用に向けて生かしてまいります。
116	その他	市民意見募集が行われたことを評価。(29)	ご意見ありがとうございます。
117	その他	市長及び議員の定義に日本国籍を有する者（帰化3世までの者は除外する）と明記すべき。(4)	ご意見として伺わせていただきます。
118	その他	環境が一番大事であり、町並みについて、墓地を増やし、住宅を狭苦しく建て、緑を破壊することをやめて、電柱は地中化し、綺麗な横浜を子供や孫の世代に渡してあげることが私たちの役目であると思う。(12)	ご意見として伺わせていただきます。
119	その他	横浜市を「よこはま独立県」とし、横浜を市ではなく県扱いとしてほしい。(13)	ご意見として伺わせていただきます。
120	その他	ゴミ屋敷等対策条例の施行（行政によるゴミの強制撤去の執行など）及び在日中国人による迷惑行為等の対策（上記のゴミ屋敷問題に連動、不法滞在はもとより、在留許可を得ている者でも、常識の範囲内で生活出来ない者は、何らかの制裁措置を科すなど）をすべき。(15)	ご意見として伺わせていただきます。
121	その他	戸籍や住民登録の有無に関わらず、もっと在留外国人の声を反映させる方策を考えてほしい。(17)	ご意見として伺わせていただきます。
122	その他	市長の給料を他の指定都市並みに引き下げることを勧告する。(18)	ご意見として伺わせていただきます。
123	その他	条例制定の場合、市民意見を取り入れて条例化すべき。(18)	ご意見として伺わせていただきます。
124	その他	年金生活者より生活保護者の収入の方が多いので、生活保護者の審査をしっかりとしてほしい。(24)	ご意見として伺わせていただきます。
125	その他	政治にあまり興味はないが、政治家が先生と呼ばれるのに疑問を感じる。(50)	ご意見として伺わせていただきます。

126	その他	市防災基本計画について、各町内にある消火栓の活用を本気で考えてほしい。市民が扱える消火ホースの取付け器具がほしい。各町会に順次1ヶ所分だけまず配る（希望町内から）。夏の水撒きがてら消火訓練をすればよい。また、広域避難場所は燃え広がるのを防ぐ役割を重視し、人数対面積で機械的に考えないでほしい。(54)	ご意見として伺わせていただきます。
127	その他	区民の立場で物事を行うことが出来ないので、区長は東京都のように公選にして今のような役人の区長をやめるべき。(55)	ご意見として伺わせていただきます。
128	その他	「市長と市会が相互に独立、対立の立場で、公正な自治の運営を図る制度」について、神奈川県国民保護計画と関係している内容を回答してください。(57)	回答は控えさせていただきます。
129	その他	国民保護法及び国民保護法施行令と日本国憲法第9条第1項で「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあるが、在日米軍との連絡・非常通信体制は、どのようにするか。(57)	回答は控えさせていただきます。
130	その他	地域自治、地域主権を高めるには、その地域に合った独自の条例を制定していくのが今後もっと必要とされると考える。自治体による公共サービス提供はますます民間委託に移行し、雇用状況は不安定で、自治体の臨時職員及び非常勤職員の問題も深刻であり、横浜市が他の自治体になく、市民の安定した生活を助け、弱者に優しく、未来を見据えた、質の高い地方自治体を目指しての改革を望んでいる。(60)	ご意見として伺わせていただきます。

合計 202件

○いただいたご意見（202件）の反映状況

(1) 条文の修正に反映させるご意見…6件
(2) 条文の修正は行わず、運用での対応に反映させるご意見…10件
(3) 条文の修正は行わず、今後の参考にさせていただくご意見…31件
(4) 趣旨が素案の内容に含まれていると考えるご意見、又は、ご意見として伺うもの…132件
※ 条文の内容にご賛同いただいたご意見…23件

## 横浜市議会基本条例（素案）修正等について（案）

### 1 市民意見を踏まえた修正等

#### (1) 第2条

「市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指すものとする。」

→「市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。」

\*市民意見（項目10）を踏まえて文言を修正。

項目10：「目指す」「努める」という言葉遣いでなく、「実現する」「実行する」という明確な決意を込めた言葉を選ぶべき。

#### (2) 第3条第2項第2号

(追加)「議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと。」

\*市民意見（項目25）を踏まえて規定を追加。

項目25：第3条第1項に議会の役割、義務として、(1) 議論により市民意見の合意形成を行うこと、及び、(2) 市民の意見を行政や議会に反映することを加えるべき。

#### (3) 第17条

「(危機管理体制の整備)

第17条（中略）危機管理体制の整備に努めるものとする。」

→「(災害時の体制の整備)

第17条（中略）大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。」

\*市民意見（項目72）を踏まえて文言を修正。

項目72：地震・火山活動の研究の中では、「大規模災害」とは言うが、「危機管理」とはあまり言わない。

#### (4) 第20条第2項

(追加)「議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする。」

\*市民意見（項目5）を踏まえて規定を追加。

項目5：第10条に記載があるが、情報通信技術等の最新の技術を踏まえた言及が少ないので、新しい技術に対する言及を増やすべき。

#### (5) 第21条

(追加)「(他の指定都市の議会との連携)

第21条 議会は、大都市特有の課題の解決に資するため、他の指定都市（法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の議会との政策連携、情報交換等を推進するものとする。」

\*市民意見（項目88）を踏まえて規定を追加。

項目88：首都圏の指定都市（さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市）との連携を強化する条項を入れてほしい。

## 2 その他の修正等

### (1) 前文

「相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、」

→「相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、」

\* 文言を整理。

### (2) 第13条第1項第1号

「基本構想（中略）の策定、変更又は廃止」

→「基本構想（中略）の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止」

\* 議決事件に関するこれまでの運営理事会協議を踏まえて規定を追加。

### (3) 第22条第3号

「常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めるものとする。」

→「常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。」

\* 区長の出席に関する文言を整理（議案等の審査以外にも区長出席を求める場合を想定）。

### (4) 附則（追加）

「附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の廃止）

2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（昭和27年9月横浜市条例第36号）は、廃止する。」

\* 施行日を定め、本条例の制定をもって不要になる「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」の廃止を規定。

（参考）

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

制 定：昭和27年9月15日条例第36号

最近改正：昭和28年8月5日条例第34号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定により人事委員会の喚問する証人の費用弁償に関すること。

(2) 長期にわたる重要事業の計画決定に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年8月条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。



## 横浜市議会基本条例（素案修正案）

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員（第3条・第4条）
- 第3章 議会運営（第5条－第8条）
- 第4章 市民と議会（第9条－第11条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第12条－第16条）
- 第6章 議会の災害対応（第17条－第19条）
- 第7章 議会の体制整備（第20条－第~~27~~26条）
- 第8章 政治倫理等（第~~28~~27条－第~~31~~30条）
- 第9章 補則（第~~32~~31条・第~~33~~32条）

#### 附則

横浜市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である長をそれぞれ住民が直接選挙するという二元代表制をとっており、議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている。

さらに近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するため、地方分権社会への転換が進められる中、我が国で最大の人口を有する市である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめ、高度に複雑化した多くの市政課題を抱えるに至っている。

このような状況の下、横浜市会が、多くの権限を有し、かつ、責任を担う大都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視、政策の立案、提言等、果たすべき機能を最大限に発揮し、開かれた議会としていくためには、横浜市会の伝統を重んじながら、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢を持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。

よって、横浜市会は、市民と市長その他の執行機関との関係において、横浜市会及び横浜市会議員が果たすべき役割等を明確にし、これを市民と共有することにより、市民の負託に的確に答える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の発展のため、更なる取組の推進を決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う、合議制の議事機関である議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定め、市民の代表としての議会及び議員の活動のより一層の充実及び活性化を図り、市民の負託に的確に答えることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定（以下「政策立案等」という。）に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治をの実現するを目指すものとする。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査により横浜市（以下「市」という。）の意思決定を行うこと。
- (2) 議案等（前号に規定するものを除く。）の審議及び審査により横浜市会の意思決定を行うこと。
- (3) 市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (4) 政策立案等を行うこと。
- (5) 意見書の提出、決議等により、国、神奈川県、関係機関等（以下「国等」という。）への意見表明等を行うこと。
- (6) 政策提携、相互理解、親善等を深めるため、国内外の都市間交流を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと。
- (3) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市の政策形成に係る調査研究、立案及び提言並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) 各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を有する確かな判断を行うこと。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間で活発に討議を行うなど、議会で十分な審議を尽くすこと。
- (3) 自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

### 第3章 議会運営

#### (議会運営に関する原則)

第5条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保し、多様な観点からの、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を十分に発揮することができるよう、円滑かつ効果的な運営に努め、合議制の議事機関である議会の役割を果たすものとする。

#### (会期)

第6条 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的な活動を展開するため、十分に審議等を尽くすことができる会期を定めるものとする。

#### (委員会)

第7条 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行い、その権能を十分に発揮するものとする。

2 委員は、委員間における討議等を通じて、その部門に属する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

#### (会派)

第8条 議員は、政策立案等に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に関し、必要に応じて、会派（会派に所属しない議員を含む。）間で調整を行い、少数意見に配慮する等、合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

### 第4章 市民と議会

#### (市民との関係)

第9条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、政策立案等その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

#### (広報及び広聴の充実)

第10条 議会は、その活動に関し、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実を図るものとする。

2 議会は、その活動に関する広報及び広聴の内容及び在り方について常に検証し、これらのより一層の充実を図るものとする。

#### (情報の公開)

第11条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知するとともに、インターネットによる会議等の生中継及び録画中継を実施するものとする。

2 議会は、会議等で用いた議案、資料等及び会派等における議案等の賛否を積極的かつ速やかに公開するものとする。

### 第5章 議会と市長等との関係

#### (市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張感のある関係を構築し、多様な観点から、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に取り組むものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第13条 法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。以下同じ。)の策定、変更(軽微な変更を除く。以下同じ。)又は廃止
- (2) 基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止
- (3) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止

(議会への説明等)

第14条 市長等は、予算を調製したとき、又は基本構想、基本計画若しくは前条第3号に規定する計画、指針等について基本方針、素案等を作成したときは、議会にその内容を説明するものとする。

2 市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

3 市長等は、海外諸都市との間に姉妹都市、友好都市又はこれらに類する関係を提携し、又は廃止しようとするときは、議会に説明するものとする。

(監視及び評価)

第15条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(政策立案等)

第16条 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策立案等を行うものとする。

## 第6章 議会の災害対応

(災害時の危機管理体制の整備)

第17条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図る危機管理体制の整備に努めるものとする。

(災害時の議会の役割)

第18条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に定めるとともに、必要に応じて、国等と連携を図り、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

2 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。

- 3 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長又は国等に対し、提案、提言、要望等を行うものとする。

(災害時の議員の役割)

第19条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

- 2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

## 第7章 議会の体制整備

(議会の機能強化)

第20条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化するものとする。

- 2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする。

(他の指定都市の議会との連携)

第21条 議会は、大都市特有の課題の解決に資するため、他の指定都市(法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)の議会との政策連携、情報交換等を推進するものとする。

(区行政との関わり)

第224条 議会は、区ごとに、当該区において選出された議員により構成される区づくり推進横浜市議員会議を設置する。

- 2 区づくり推進横浜市議員会議は、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業について協議するものとする。

- 3 常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。

- 4 議会は、必要があると認めるときは、区行政について具体的かつ個別的に検討する場を設置するものとする。

(学識経験者等の活用)

第2322条 議会は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査、政策の立案に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

- 2 議会は、専門的事項に関する調査が必要と認めるときは、議決により、学識経験を有する者等により構成される調査機関を設置することができるものとする。

(議員連盟)

第2423条 議員は、特定の市政の課題等について共同して調査研究を行うことを目的として、これに賛同する議員により構成される団体(以下「議員連盟」という。)を結

成することができるものとする。

2 議員連盟を結成したときは、その代表者は、規約等を添えて、その旨を議長に届けるものとする。

3 議員連盟は、会派を超えて多数の議員が参加するよう努めることにより、調査研究がより広範にわたり、かつ効率的に行われ、その活動を通じて市政の課題等に関する議員間の共通認識を深めるよう努めるものとする。

(研修及び調査研究)

第2524条 議員は、議案等の審査及び政策立案等に関する能力の向上のため、議員派遣(法第100条第13項の規定による議員の派遣をいう。)を積極的に活用するなど、必要な研修及び調査研究に取り組むものとする。

(議会局の強化)

第2625条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

(議会図書室の強化)

第2726条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書その他の資料を収集し、整理する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図るものとする。

## 第8章 政治倫理等

(政治倫理)

第2827条 議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正かつ誠実に職責を全うするとともに、市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

(議員定数)

第2928条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、議会としてその責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めるものとする。

(議員報酬)

第3029条 議員報酬については、市の財政規模及び事務の範囲、議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること、公選による職務の特性及び責任等を考慮し、別に条例で定めるものとする。

(政務活動費)

第3130条 会派及び議員は、議会活動の活性化を図るため、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化に努めるものとする。この場合において、会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を十分に確保するものとする。

2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定めるものとする。

## 第9章 補則

(他の条例等との関係)

第3231条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないものとする。

(見直し等)

第3332条 議会は、この条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(昭和27年9月横浜市条例第36号)は、廃止する。